

平成19年度 中間期ディスクロージャー誌

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

地域に根差しお客さまに選ばれ続ける銀行



CONTENTS

	頁
■ごあいさつ	2
■経営方針	3
■平成19年度中間期の事業の概況（単体）	4
資料編	
■単体情報	6～27
・ 経営指標	6
・ 中間財務諸表	8
・ 損益の状況	17
・ 預金	19
・ 貸出金	20
・ 不良債権の状況	23
・ 証券業務	24
・ 有価証券の時価等情報	25
・ 金銭の信託の時価等情報	25
・ その他有価証券評価差額金	25
・ デリバティブ取引情報	26
・ 株式の状況	27
■連結情報	28～41
・ 銀行及びその子会社等の概況	28
・ 銀行及びその子会社等の主要な業務	28
・ 銀行及びその子会社等の直近の2中間連結 会計期間における財産の状況	30
■バーゼルⅡ第3の柱に基づく 開示事項	42～62
■開示項目一覧	63

PROFILE

■名称	株式会社 筑邦銀行
■本店所在地	久留米市諏訪野町2456-1
■設立	昭和27年12月23日
■総資産	5,746億円
■預金・譲渡性預金	5,281億円
■貸出金	3,897億円
■資本金	80億円
■株主数	3,297名
■従業員数	614名
■店舗数	42か店

(平成19年9月30日現在)

ごあいさつ

皆さまには、平素より筑邦銀行をご利用、お引き立ていただき、誠にありがとうございます。

このたび、当行の平成19年度9月中間期の事業概況や財務の状況などをまとめた「平成19年度中間期ディスクロージャー誌」を作成いたしました。本誌を通じて、私どもに対するご理解をより深めていただければ幸いに存じます。

当行は、昭和27年の創立以来、「地域社会へのご奉仕」という基本理念のもと、「地域に根差し、地域のお役に立つ銀行」を目指し、地域の発展とともに今日の基盤を築いてまいりました。これもひとえに、皆さま方の温かいご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

本年も、地域に密着した地元の銀行として、お客さま、株主・投資家の皆さま、地域社会の皆さまのご期待にお応えできるよう質の高い金融サービスのご提供に努めてまいり所存でございます。

なにとぞ、引き続き格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

平成20年1月



頭取

山下 洋

基本理念

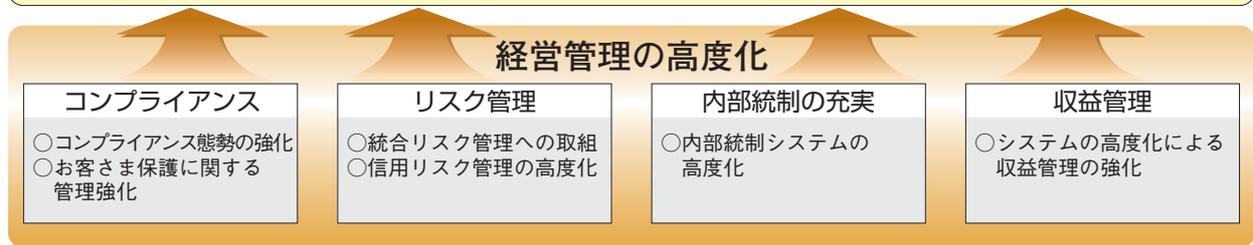
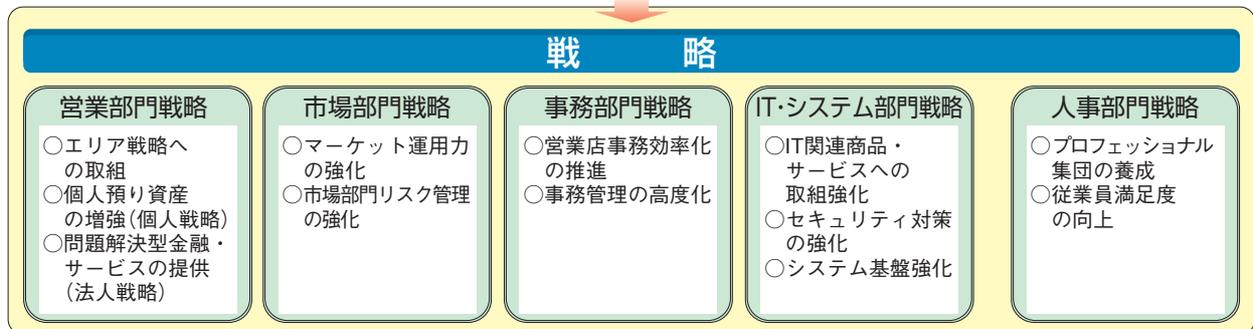
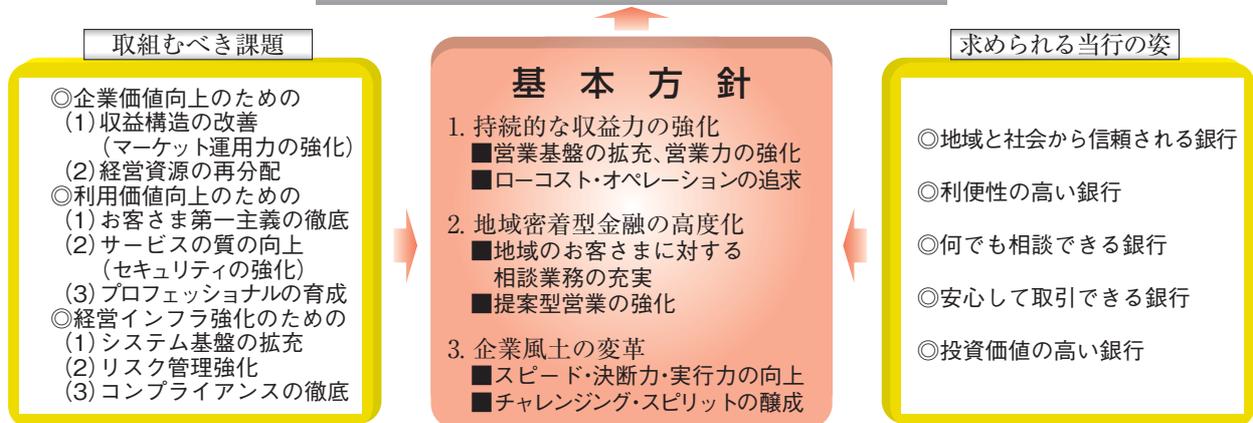
「地域社会へのご奉仕」

当行は、昭和27年の創立以来、一貫して「地域社会へのご奉仕」という基本理念のもと、地元のお役に立つことが何にもまして重要な社会的使命と考え、地域の発展とともに今日の基盤を築いてまいりました。今後も地元の銀行として、この経営方針を堅持してまいります。

中期経営計画2006 (2006年4月～2009年3月)

当行は、平成18年4月より「中期経営計画2006」を推進しております。「地域に根差しお客さまに選ばれ続ける銀行」を目指して、本計画に掲げた諸施策を着実に実施してまいります。

目指すべき当行の姿 地域に根差しお客さまに選ばれ続ける銀行



平成19年度中間期の事業の概況（単体）

（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

経済金融情勢

当中間期のわが国経済は、企業収益が高水準で推移する中、設備投資は引き続き増加し、輸出も緩やかに増加するなど内外需要の増加に支えられ、回復基調が続きました。こうした中、個人消費は雇用情勢の改善などから持ち直しの動きが見られるものの、全体としては伸び悩んでいるほか、原油・素材価格の高騰やサブプライムローン問題を発端にした米国経済の後退懸念から、景気の先行きに不透明感が広がっています。

金融情勢については、長期金利（長期国債利回り）は1.5%から1.9%台で推移し、短期金利（無担保コール翌日物金利）は0.5%程度で推移しました。株式市場では、日経平均株価は、堅調なわが国の企業業績を反映して一時期

18,000円を超えて上昇しましたが、その後、米国のサブプライムローン問題を契機に金融市場に動揺が広がり、株価が大幅に下落するなど値動きの粗い展開となり、中間期末には16,785円となりました。また、為替相場（ドル円相場）は、内外金利差などに着目した円売りの後、中間期末にかけ一転し急速に円が買い戻される展開となりました。

当行の営業基盤である福岡県の経済は、輸出がアジア向けを中心に増加基調が続く中、設備投資の増加や、雇用情勢が改善している一方、個人消費が盛り上がり欠けるなど、景気回復の動きには今一つ力強さが感じられませんでした。

当行の現況

当中間期に実施した主な施策は以下のとおりであります。

新たな取組みとしましては、平成19年6月に優れた技術やノウハウを持ちながら後継者不在等により、新たな事業展開が困難になっている企業の事業継続の支援、及び地域経済の活性化に資するものと考え、株式会社ドーガン・インベストメンツが運営する「九州事業継続ブリッジ投資事業有限責任組合」（九州ブリッジファンド）へ出資いたしました。また、平成19年9月には環境問題に配慮し、エネルギー効率が高く、二酸化炭素の排出量が少ないガスを使った省エネ、環境配慮型機器を装備した住宅に対して金利を優遇する「ホットメリット住宅ローン」の取扱いを開始いたしました。

事業再生支援機能の強化につきましては、引き続き社団法人中小企業診断協会福岡県支部との業務提携に基づき、中小企業の経営者を対象に「経営相談会」を開催するなど、地元企業の金融円滑化・事業再生の推進に積極的に取り組みました。また、佐賀銀行、十八銀行と共同で設立した「北部九州ビジネスマッチング協議会」の活動として、平成18年に引き続き久留米市との共同開催で、自動車関連を含む地場製造業の受注機会確保、製造業の企業誘致の促進など、地域産業の活性化を図ることを目的とした「久留米広域商談会」を平成19年7月に開催しました。今回は、前回は上回る発注側40社、受注側171社のご参加をいただ

き、会場は活気に包まれました。さらに、お客さまのニーズの高い相談業務の充実策の一環として、「法律相談会」、「年金相談会」を開催しています。

お客さまの利便性向上につきましては、地域のお客さまにより満足してご利用いただけるよう平成18年に引き続き「お客さま満足度アンケート調査」を実施し、平成19年6月に調査結果を公表いたしました。お客さまの声は、貴重なご意見として今後の業務運営の参考とさせていただきます、順次改善努力してまいります。

営業店舗につきましては、新設・廃止ともになく、有人店舗数は42か店と変動ありません。店舗外現金自動設備につきましては、1か所廃止しましたので36か所41台となりました。店舗ネットワークにつきましては、地域毎の特性を勘案した見直しを推進してまいります。

当行、佐賀銀行及び十八銀行の基幹系システムの共同化につきましては、三行及び日本ユニシス株式会社の協力体制のもと、安全で効率的なシステムの構築及び本番稼働に向けて各種の準備を行っており、平成22年1月以降の稼働を目指しております。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、次のとおりの業績を収めることができました。

当中間期の業績

●預金・譲渡性預金

預金は、資金調達のコアとなる個人預金が順調に増加したことなどから、中間期末残高は前年同期末比192億円増加して5,229億円となりました。一方、譲渡性預金は前年同期末比41億円減少して52億円となりました。

●貸出金

貸出金は、地元企業を中心とした新規取引の拡大や個人のお客さまの住宅ローンをはじめとした資金ニーズにお応えするため積極的な営業活動に努めました結果、中間期末残高は前年同期末比8億円増加して3,897億円となりました。

●有価証券

有価証券は、引き続き資金調達が好調であったことから、国債や事業債などの債券を中心に運用残高の増加を図り、中間期末残高は前年同期末比146億円増加して1,342億円となりました。なお、先行き金利が上昇した場合の価格変動リスク、将来の期間損益への影響を考慮して、中短期債や変動利付債での運用を増加させるなど運用対象の多様化を図っております。また、その他有価証券の時価評価による評価差益は36億69百万円となりました。

●損益状況

経常収益は、市場金利の上昇により貸出金利息及び有価証券利息を中心に資金運用収益が増加したことから、前年同期比4億45百万円増収の69億49百万円となりました。一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額は減少したものの、預金金利引き上げにより資金調達費用が増加したことから、前年同期比2億90百万円増加して61億19百万円となりました。この結果、経常利益は、前年同期比1億54百万円増益の8億29百万円となりました。

中間純利益は、経常利益が増益となったことから、前年同期比57百万円増益の4億78百万円となりました。

●自己資本比率

自己資本比率（国内基準4%）は9.32%となりました。

今後の課題

現在の金融機関を取り巻く経営環境は、良質な金融商品や金融サービスに対するニーズの高まりを反映して、お客さまの金融機関に対する選別が益々強まっているほか、広域化を目指す地域金融機関の経営統合や郵政民営化に伴う「ゆうちょ銀行」の誕生など、他業態も含めた競争が激しさを増しております。また、金融商品取引法が平成19年9月30日に施行され、金融機関にはより一層の顧客保護態勢や内部統制の充実が求められています。

このような経営環境のもと、当行は、平成18年4月から平成21年3月までの3か年を計画期間とする「中期経営計画2006」に取り組んでおります。本計画では、「地域に根差しお客さまに選ばれ続ける銀行」を当行の目指すべき姿勢とし、その実現のための基本方針を①「持続的な収益力の強化」、②「地域密着型金融の高度化」、③「企業風土の変革」と定め、これらの基本方針を「コンプライアンス」、「リ

スク管理」、「内部統制の充実」および「収益管理」等の経営管理の高度化と、「営業部門」、「市場部門」、「事務部門」、「IT・システム部門」および「人事部門」等の5つの部門別戦略によって具体化していくこととしております。

本年、この中期経営計画は最終年度を迎えることとなりますが、当行が「地域に根差しお客さまに選ばれ続ける銀行」として成長していくために、設立当初からの基本理念である「地域社会へのご奉仕」へ常に立ち返り、永年培ってきたお客さまとのフェース・ツー・フェースの関係のなかで、行員一人ひとりが「金融のプロ」としてのスキルを磨き、お客さまのニーズに的確にお応えしていくことが重要と考えております。今後も役職員が一丸となり、スピード感とチャレンジング・スピリットをもって、この「中期経営計画2006」の着実な達成に向け取り組んでまいります。

● 経営指標

主要な経営指標等の推移

	平成17年度 中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	平成18年度 中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	平成19年度 中間会計期間 (自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)	平成17年度 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	平成18年度 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
経常収益	6,465 百万円	6,504	6,949	12,923	13,612
経常利益	725 百万円	675	829	1,623	1,551
中間純利益	390 百万円	421	478	—	—
当期純利益	— 百万円	—	—	925	695
資本金	8,000 百万円	8,000	8,000	8,000	8,000
発行済株式総数	62,490 千株	62,490	62,490	62,490	62,490
純資産額	32,588 百万円	32,895	31,742	33,207	33,064
総資産額	556,490 百万円	560,760	574,698	556,439	568,098
預金残高	500,692 百万円	503,675	522,950	505,495	516,525
貸出金残高	377,782 百万円	388,882	389,705	395,332	397,534
有価証券残高	106,962 百万円	119,547	134,212	110,892	125,649
自己資本比率	— %	5.8	5.5	—	5.8
単体自己資本比率 (国内基準)	9.31 %	9.03	9.32	9.17	9.36
従業員数	614 人	593	614	589	574

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 純資産額及び総資産額の算定にあたり、平成18年度中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 3. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
 4. 単体自己資本比率は、平成19年3月から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は国内基準を採用しております。
 なお、平成18年9月以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。

利益率

総資産経常利益率は、経常利益が前中間期6億75百万円から当中間期8億29百万円と1億54百万円余増加しましたので、前中間期0.24%から当中間期0.29%と0.05ポイント上昇し、資本経常利益率も同様に前中間期4.07%から当中間期5.10%と1.03ポイント上昇しました。

また、総資産中間純利益率は、中間純利益が前中間期4億21百万円から当中間期4億78百万円と57百万円余増加しましたので、前中間期0.15%から当中間期0.17%と0.02ポイント上昇し、資本中間純利益率も同様に、前中間期2.54%から当中間期2.94%と0.40ポイント上昇しました。

(単位：%)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
総資産経常利益率	0.24	0.29
資本経常利益率	4.07	5.10
総資産中間純利益率	0.15	0.17
資本中間純利益率	2.54	2.94

(注) 1. 総資産経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100 \times \frac{365\text{日}}{183\text{日}}$

2. 資本経常(中間純)利益率 = $\frac{\text{経常(中間純)利益}}{\text{資本(純資産)勘定平均残高}} \times 100 \times \frac{365\text{日}}{183\text{日}}$

利鞘

(単位：%)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.92	1.46	1.99	2.05	1.46	2.11
資金調達原価	1.61	0.26	1.62	1.77	0.43	1.78
総資金利鞘	0.31	1.20	0.37	0.28	1.03	0.33

預貸率・預証率

(単位：%)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	
		中間期末	期中平均	中間期末	期中平均
預貸率	国内業務部門	75.67	74.64	73.65	73.09
	国際業務部門	0.00	0.00	0.00	0.00
合	計	75.60	74.58	73.59	73.06
預証率	国内業務部門	18.12	16.28	18.95	18.17
	国際業務部門	5,160.99	6,361.81	7,272.61	12,786.50
合	計	23.30	21.49	25.41	23.74

(注) 預金には、譲渡性預金を含んでおります。

単体自己資本比率 (国内基準)

(単位：百万円)

項目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
基本的項目 (Tier1)	資本金	8,000	8,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,759	5,759
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,724	2,724
	その他利益剰余金	10,540	10,986
	その他の	—	—
	自己株式(△)	91	111
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	155	155
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	26,777	27,203	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,803
	一般貸倒引当金	2,283	2,292
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	4,090	4,095	
控除項目	うち自己資本への算入額(B)	3,923	3,884
	控除項目(注4)(C)	101	22
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	30,599	31,064
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	336,356	309,407
	オフ・バランス取引等項目	2,268	2,342
	信用リスク・アセットの額(E)	—	311,749
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	—	21,234
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額(G)	—	1,698
計 (E) + (F) (注5)(H)	338,625	332,984	
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		9.03%	9.32%
(参考) Tier 1 比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		—	8.16%

(注) 1. 告示第40条第2項(旧告示第30条第2項)に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 2. 告示第41条第1項第3号(旧告示第31条第1項第3号)に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 3. 告示第41条第1項第4号及び第5号(旧告示第31条第1項第4号及び第5号)に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
 4. 告示第43条第1項第1号から第5号(旧告示第32条第1項)に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。
 5. 平成18年9月30日の金額は、「資産(オン・バランス)項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載しております。

● 中間財務諸表

1. 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
 なお、前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 前中間会計期間（自平成18年4月1日 至平成18年9月30日）の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間会計期間（自平成19年4月1日 至平成19年9月30日）の中間財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
3. 中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間貸借対照表 (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金 額	構 成 比 %	金 額	構 成 比 %
現金預け金 ※7		35,700	6.37	33,476	5.83
買入金銭債権		73	0.01	69	0.01
商品有価証券		283	0.05	106	0.02
有価証券 ※1,7,12		119,547	21.32	134,212	23.35
貸出金 ※2,3,4,5,6,8,13		388,882	69.35	389,705	67.81
外国為替		373	0.07	255	0.04
その他資産 ※7		1,556	0.28	1,703	0.30
有形固定資産 ※9,10,11		9,323	1.66	9,258	1.61
無形固定資産		763	0.13	1,754	0.31
繰延税金資産		1,975	0.35	3,479	0.61
支払承諾見返 ※12		9,640	1.72	8,412	1.46
貸倒引当金		△7,358	△1.31	△7,735	△1.35
資産の部合計		560,760	100.00	574,698	100.00

(負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	期 別	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金 額	構成比	金 額	構成比
(負債の部)			%		%
預 金 ※7		503,675	89.82	522,950	91.00
譲 渡 性 預 金		9,350	1.67	5,205	0.91
外 国 為 替		0	0.00	0	0.00
そ の 他 負 債		1,695	0.30	2,646	0.46
退職給付引当金		1,690	0.30	1,587	0.28
役員退職慰労引当金		—	—	342	0.06
再評価に係る繰延税金負債 ※11		1,813	0.32	1,810	0.31
支 払 承 諾 ※12		9,640	1.72	8,412	1.46
負債の部合計		527,865	94.13	542,955	94.48
(純資産の部)					
資 本 金		8,000	1.43	8,000	1.39
資 本 剰 余 金		5,759	1.03	5,759	1.00
資本準備金		5,759		5,759	
利 益 剰 余 金		13,264	2.36	13,710	2.39
利益準備金		2,724		2,724	
その他利益剰余金		10,540		10,986	
別途積立金		9,500		10,000	
繰越利益剰余金		1,040		986	
自 己 株 式		△91	△0.02	△111	△0.02
株 主 資 本 合 計		26,933	4.80	27,358	4.76
その他有価証券評価差額金		3,760	0.67	2,186	0.38
土地再評価差額金 ※11		2,201	0.40	2,197	0.38
評価・換算差額等合計		5,962	1.07	4,384	0.76
純 資 産 の 部 合 計		32,895	5.87	31,742	5.52
負債及び純資産の部合計		560,760	100.00	574,698	100.00

中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)		当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	
		金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益		6,504	100.00 %	6,949	100.00 %
資金運用収益		5,256		5,757	
(うち貸出金利息)		(4,486)		(4,821)	
(うち有価証券利息配当金)		(736)		(848)	
役務取引等収益		947		962	
その他業務収益		20		29	
その他経常収益		280		199	
経 常 費 用		5,829	89.62	6,119	88.06
資金調達費用		143		584	
(うち預金利息)		(141)		(579)	
役務取引等費用		384		375	
その他業務費用		33		90	
営業経費※1		4,146		4,125	
その他経常費用※2		1,120		941	
経 常 利 益		675	10.38	829	11.94
特 別 利 益		0	0.00	4	0.06
特 別 損 失		5	0.08	18	0.26
税引前中間純利益		670	10.30	816	11.74
法人税、住民税及び事業税		639	9.82	185	2.67
法人税等調整額		△389	△5.99	151	2.19
中 間 純 利 益		421	6.47	478	6.88

中間株主資本等変動計算書

前中間会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成18年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	8,800	1,474	12,999	△86	26,672	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△155	△155		△155	
別途積立金					700	△700	—		—	
中間純利益						421	421		421	
自己株式の取得								△5	△5	
自己株式の処分							△0	0	0	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	700	△434	265	△4	261	
平成18年9月30日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,040	13,264	△91	26,933	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日残高	4,333	2,201	6,535	33,207
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△155
別途積立金				—
中間純利益				421
自己株式の取得				△5
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△573	—	△573	△573
中間会計期間中の変動額合計	△573	—	△573	△312
平成18年9月30日残高	3,760	2,201	5,962	32,895

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本剰余金			利益剰余金						
	資本金	資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
				別途積立金	繰越利益剰余金					
平成19年3月31日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	9,500	1,159	13,383	△99	27,043	
中間会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)						△155	△155		△155	
別途積立金					500	△500	—		—	
中間純利益						478	478		478	
自己株式の取得								△11	△11	
自己株式の処分							△0	0	0	
土地再評価差額金の取崩							4	4	4	
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)										
中間会計期間中の変動額合計	—	—	—	—	500	△173	326	△11	315	
平成19年9月30日残高	8,000	5,759	5,759	2,724	10,000	986	13,710	△111	27,358	

（単位：百万円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日残高	3,819	2,201	6,021	33,064
中間会計期間中の変動額				
剰余金の配当(注)				△155
別途積立金				—
中間純利益				478
自己株式の取得				△11
自己株式の処分				0
土地再評価差額金の取崩				4
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	△1,632	△4	△1,637	△1,637
中間会計期間中の変動額合計	△1,632	△4	△1,637	△1,321
平成19年9月30日残高	2,186	2,197	4,384	31,742

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

区 分	前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法(定額法)により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	同左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年	(1) 有形固定資産 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物 3年～50年 動 産 2年～20年 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の償却方法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。
	(2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産 同左
5. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,128百万円です。	(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,912百万円です。
	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理することとしております。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理することとしております。	(2) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日事業年度から損益処理することとしております。

区 分	前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
		<p>(3) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間会計期間末要支給見込額を計上しております。 (追加情報) 役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理していましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の在任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るため、前事業年度の下期より内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。</p> <p>従いまして、前中間会計期間は従来の方によっており、当中間会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間会計期間の経常利益は28百万円、税引前中間純利益は425百万円それぞれ多く計上されております。</p>
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左
7. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左
8. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は32,895百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準) 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(金融商品に関する会計基準) 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>(1)「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。</p> <p>(2)「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。なお、当中間会計期間末における従来の「動産不動産」に相当する金額は、9,409百万円であります。</p> <p>(3)「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p>	

注記事項(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成18年9月30日)	当中間会計期間末(平成19年9月30日)																
<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は691百万円、延滞債権額は14,241百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,664百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は23,596百万円であります。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,885百万円であります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,879百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>9百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>542百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,123百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は76百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、41,685百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が34,045百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,879百万円	その他資産	9百万円	預金	542百万円	<p>※1. 関係会社の株式総額 13百万円</p> <p>※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は823百万円、延滞債権額は15,776百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,532百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,132百万円あります。</p> <p>なお、上記※2から※5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,675百万円あります。</p> <p>※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>預け金</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td>4,838百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>10百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>744百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,025百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は76百万円であります。</p> <p>※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,534百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が38,718百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定められている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,838百万円	その他資産	10百万円	預金	744百万円
預け金	1百万円																
有価証券	4,879百万円																
その他資産	9百万円																
預金	542百万円																
預け金	1百万円																
有価証券	4,838百万円																
その他資産	10百万円																
預金	744百万円																

前中間会計期間末(平成18年9月30日)	当中間会計期間末(平成19年9月30日)
<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,783百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p>	<p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 5,819百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11. 同左</p> <p>※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は350百万円です。 なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。 前中間会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ150百万円減少します。</p>
<p>※13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 1百万円</p>	<p>※13. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 0百万円</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産 126百万円 その他 15百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却40百万円、貸倒引当金繰入額536百万円及び株式等償却358百万円を含んでおります。</p>	<p>※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。 有形固定資産 147百万円 無形固定資産 17百万円</p> <p>※2. その他経常費用には、貸出金償却54百万円、貸倒引当金繰入額346百万円、株式等売却損98百万円及び株式等償却242百万円を含んでおります。</p>

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	174	11	1	184	注
合計	174	11	1	184	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)	摘要
自己株式					
普通株式	204	26	0	230	注
合計	204	26	0	230	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加26千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

(リース取引関係)

前中間会計期間(平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間(平成19年4月1日～平成19年9月30日)
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,371百万円</p> <p>その他 346百万円</p> <p>合計 1,718百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 871百万円</p> <p>その他 128百万円</p> <p>合計 1,000百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 ー百万円</p> <p>その他 ー百万円</p> <p>合計 ー百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 499百万円</p> <p>その他 217百万円</p> <p>合計 717百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年以内 343百万円</p> <p>1年超 418百万円</p> <p>合計 762百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 ー百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 205百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円</p> <p>減価償却費相当額 180百万円</p> <p>支払利息相当額 22百万円</p> <p>減損損失 ー百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額</p> <p>取得価額相当額</p> <p>動産 1,252百万円</p> <p>その他 357百万円</p> <p>合計 1,610百万円</p> <p>減価償却累計額相当額</p> <p>動産 925百万円</p> <p>その他 202百万円</p> <p>合計 1,127百万円</p> <p>減損損失累計額相当額</p> <p>動産 ー百万円</p> <p>その他 ー百万円</p> <p>合計 ー百万円</p> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <p>動産 327百万円</p> <p>その他 155百万円</p> <p>合計 482百万円</p> <p>2. 未経過リース料中間会計期間末残高相当額</p> <p>1年以内 301百万円</p> <p>1年超 213百万円</p> <p>合計 515百万円</p> <p>3. リース資産減損勘定の中間会計期間末残高 ー百万円</p> <p>4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失</p> <p>支払リース料 192百万円</p> <p>リース資産減損勘定の取崩額 ー百万円</p> <p>減価償却費相当額 169百万円</p> <p>支払利息相当額 15百万円</p> <p>減損損失 ー百万円</p> <p>5. 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>6. 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p>

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末(平成19年9月30日現在)
該当ありません。	同左

● 損益の状況

業務粗利益

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
		収 益	費 用	収 支	収 益	費 用	収 支
資金運用収支	国内業務部門	5,063	138	4,924	5,580	582	4,997
	国際業務部門	202	14	187	218	43	174
合 計		(9)	(9)		(41)	(41)	
		5,256	143	5,112	5,757	584	5,172
役員取引等収支	国内業務部門	943	381	561	958	373	585
	国際業務部門	4	2	1	4	2	1
合 計		947	384	562	962	375	587
その他業務収支	国内業務部門	13	29	△16	26	81	△55
	国際業務部門	6	3	3	3	9	△5
合 計		20	33	△12	29	90	△61
業 務 粗 利 益	国内業務部門	5,469			5,527		
	国際業務部門	192			170		
合 計		5,661			5,698		
業 務 粗 利 益 率	国内業務部門	2.07%			2.03%		
	国際業務部門	1.38%			1.14%		
合 計		2.14%			2.09%		

- (注) 1. 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。※特定取引勘定については設置しておりません。
 2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。
 3. 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100 \times \frac{365\text{日}}{183\text{日}}$

資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
		国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
資金運用勘定	平均残高	(27,216)			(29,404)		
		525,523	27,622	525,928	542,300	29,619	542,515
	利 息	(9)			(41)		
		5,063	202	5,256	5,580	218	5,757
	利 回 り	1.92%	1.46%	1.99%	2.05%	1.46%	2.11%
資金調達勘定	平均残高	513,497	(27,216)		524,383	(29,404)	
			27,639	513,920		29,633	524,612
	利 息	138	(9)	143	582	(41)	584
	利 回 り	0.05%	0.10%	0.05%	0.22%	0.29%	0.22%

- (注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（前中間会計期間7,518百万円、当中間会計期間2,039百万円）を控除して表示しております。
 2. () 内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息（内書き）であります。
 3. 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は月次カレント方式（前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式）により算出しております。
 4. 合計では、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

受取・支払利息の分析

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
		残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
国内業務部門	受取利息	122	3	125	161	355	517
	支払利息	0	52	53	2	441	444
国際業務部門	受取利息	22	23	45	14	1	15
	支払利息	1	4	6	0	27	28
合 計	受取利息	125	42	167	165	335	501
	支払利息	0	54	55	2	438	440

- (注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、利率による増減に含めております。

役務取引の状況

(単位：百万円)

		前中間会計期間 (平成18年4月1日～ 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～ 平成19年9月30日)
役務取引等収益	国内業務部門	943	958
	国際業務部門	4	4
合 計		947	962
役務取引等費用	国内業務部門	381	373
	国際業務部門	2	2
合 計		384	375

業務純益

(単位：百万円)

前中間会計期間 (平成18年4月1日～ 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～ 平成19年9月30日)	前中間期比	増減率
1,576	1,463	△113	△7.17%

(注) 業務純益は、銀行の基本的な業務の成果を示す利益指標であります。具体的には預金・貸出金・有価証券などの利息収支である「資金利益」、各種手数料などの収支である「役務取引等利益」、債券や外国為替などの売買損益である「その他業務利益」の3項目を合計した「業務粗利益」から「営業経費」と「一般貸倒引当金繰入額」を控除して算出しております。

営業経費の内訳

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
給 料 ・ 手 当	1,750	1,765
退 職 給 付 費 用	116	73
福 利 厚 生 費	32	23
減 価 償 却 費	142	164
土 地 建 物 機 械 賃 借 料	300	280
営 繕 費	16	12
消 耗 品 費	85	84
給 水 光 熱 費	46	45
旅 費	9	10
通 信 費	55	65
広 告 宣 伝 費	43	40
諸 会 費 ・ 寄 付 金 ・ 交 際 費	78	57
租 税 公 課	230	225
そ の 他	1,239	1,276
合 計	4,146	4,125

その他業務利益の内訳

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)			当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合 計	国内業務部門	国際業務部門	合 計
外国為替売買損益		6	6		3	3
商品有価証券売買損益	0	—	0	0	—	0
国債等債券売却損益	△16	△3	△20	△43	△9	△53
国債等債券償還損益	—	—	—	△11	—	△11
そ の 他 の 損 益	—	—	—	—	—	—
合 計	△16	3	△12	△55	△5	△61

●預金

預金・譲渡性預金科目別残高（中間期末残高）

（単位：百万円）

	平成18年9月30日				平成19年9月30日				
	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	
預金	流動性預金	236,626	46.98	236,626	—	245,687	46.98	245,687	—
	うち有利息預金	180,338	35.80	180,338	—	189,628	36.26	189,628	—
	定期性預金	264,303	52.48	264,303	—	272,915	52.19	272,915	—
	うち固定(自由)金利定期預金	260,530	51.73	260,530		271,598	51.93	271,598	
	うち変動(自由)金利定期預金	1,136	0.23	1,136		913	0.17	913	
	その他	2,744	0.54	2,228	516	4,348	0.83	3,878	469
	合計	503,675	100.00	503,158	516	522,950	100.00	522,481	469
譲渡性預金	9,350		9,350	—	5,205		5,205	—	
総合計	513,025		512,509	516	528,156		527,686	469	

- (注) 1.流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
 2.定期性預金＝定期預金＋定期積金
 固定(自由)金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する(自由金利)定期預金
 変動(自由)金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する(自由金利)定期預金
 3.国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出してあります。
 4.以下、預金・譲渡性預金科目別残高(平均残高)についても同様であります。

預金・譲渡性預金科目別残高（平均残高）

（単位：百万円）

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)				当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)				
	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	合計	構成比(%)	国内業務部門	国際業務部門	
預金	流動性預金	237,084	47.00	237,084	—	244,683	47.15	244,683	—
	うち有利息預金	181,251	35.93	181,251	—	188,947	36.41	188,947	—
	定期性預金	264,283	52.40	264,283	—	271,276	52.28	271,276	—
	うち固定(自由)金利定期預金	259,579	51.46	259,579		269,741	51.98	269,741	
	うち変動(自由)金利定期預金	1,208	0.24	1,208		989	0.19	989	
	その他	3,027	0.60	2,605	421	2,935	0.57	2,707	228
	合計	504,395	100.00	503,973	421	518,895	100.00	518,667	228
譲渡性預金	9,371		9,371	—	5,574		5,574	—	
総合計	513,766		513,344	421	524,469		524,241	228	

定期預金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	期間							合計
		3か月未満	3か月以上 6か月未満	6か月以上 1年未満	1年以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上		
定期預金	平成18年9月30日	66,621	50,625	103,811	14,761	13,692	11,261	260,772	
	平成19年9月30日	68,628	52,614	110,167	14,974	16,801	6,486	269,672	
うち固定(自由)金利定期預金	平成18年9月30日	66,541	50,587	103,772	14,697	13,583	10,438	259,620	
	平成19年9月30日	68,601	52,598	110,138	14,862	16,521	6,025	268,747	
うち変動(自由)金利定期預金	平成18年9月30日	64	37	38	64	108	822	1,136	
	平成19年9月30日	15	16	28	112	280	461	913	

(注) 本表の預金残高には、積立定期預金を含んでおりません。

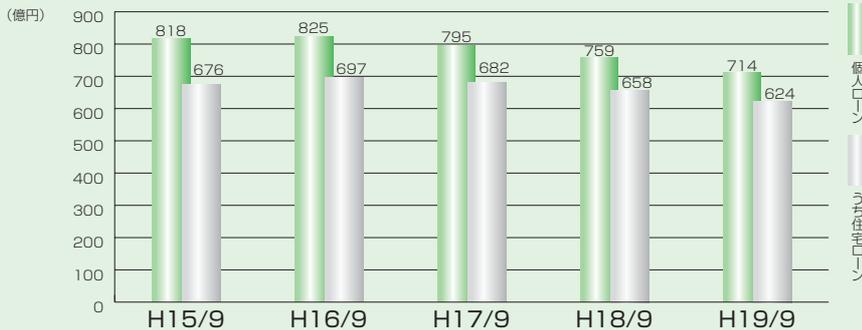
●貸出金

貸出金科目別残高（中間期末残高）

（単位：百万円）

	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	57,732	57,732	—	58,988	58,988	—
証書貸付	276,851	276,851	—	273,153	273,153	—
当座貸越	37,413	37,413	—	40,888	40,888	—
割引手形	16,885	16,885	—	16,675	16,675	—
合計	388,882	388,882	—	389,705	389,705	—

個人ローン・住宅ローン残高の推移



（注）平成17年9月30日以降の残高は部分直接償却実施後の計数であります。

貸出金科目別残高（平均残高）

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （平成18年4月1日～平成18年9月30日）			当中間会計期間 （平成19年4月1日～平成19年9月30日）		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
手形貸付	58,820	58,820	—	56,779	56,779	—
証書貸付	274,554	274,554	—	271,804	271,804	—
当座貸越	34,726	34,726	—	39,065	39,065	—
割引手形	16,101	16,101	—	16,575	16,575	—
合計	384,202	384,202	—	384,225	384,225	—

（注）国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高

（単位：百万円）

種類	期間 期別	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合計
		貸出金	平成18年9月30日	122,080	68,592	43,925	28,572	
	平成19年9月30日	126,284	65,503	41,441	28,052	87,348	41,074	389,705
うち変動金利	平成18年9月30日		37,454	24,960	17,744	48,592	27,813	
	平成19年9月30日		34,282	23,170	16,230	43,733	32,244	
うち固定金利	平成18年9月30日		31,138	18,965	10,828	39,493	9,810	
	平成19年9月30日		31,221	18,270	11,821	43,614	8,829	

（注）残存期間1年以下の貸出金については、変動金利、固定金利の区別をしておりません。

中小企業等に対する貸出金

（単位：百万円）

	総貸出金残高(A)		中小企業等貸出金残高(B)		$\frac{(B)}{(A)}$	
	貸出先数	金額	貸出先数	金額	貸出先数	金額
平成18年9月30日	17,027	388,882	16,948	348,539	99.53%	89.62%
平成19年9月30日	16,184	389,705	16,100	345,941	99.48%	88.77%

（注）中小企業等とは、資本金3億円（ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円）以下の会社又は常用する従業員が300人（ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人）以下の会社及び個人であります。

貸出金業種別内訳

(単位：百万円)

業 種	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
国内業務(除く特別国際金融取引勘定分)	388,882	100.00 %	389,705	100.00 %
製 造 業	42,779	11.00	42,875	11.00
農 業	1,667	0.43	1,257	0.32
林 業	1,104	0.28	752	0.19
漁 業	75	0.02	82	0.02
鉱 業	390	0.10	411	0.10
建 設 業	44,202	11.37	42,850	11.00
電気・ガス・熱供給・水道業	6,443	1.66	8,385	2.15
情 報 通 信 業	825	0.21	795	0.20
運 輸 業	9,809	2.52	13,048	3.35
卸 売 ・ 小 売 業	47,381	12.18	47,379	12.16
金 融 ・ 保 険 業	14,557	3.74	10,836	2.78
不 動 産 業	54,940	14.13	57,348	14.72
各 種 サ ー ビ ス 業	75,335	19.37	75,167	19.29
地 方 公 共 団 体	10,368	2.67	10,353	2.66
そ の 他	79,001	20.32	78,160	20.06
国際業務及び特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政 府 等	—	—	—	—
金 融 機 関	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	388,882		389,705	

(注)「国内業務」とは、円建取引であります。「国際業務」とは、外貨建取引であります。

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月30日	平成19年9月30日
有 価 証 券	1,104	1,261
債 権	9,132	10,521
商 品	—	—
不 動 産	170,593	167,808
そ の 他	1,167	676
小 計	181,998	180,267
保 証	162,937	162,343
信 用	43,946	47,093
合 計	388,882	389,705
(うち劣後特約付貸出金)	(—)	(—)

支払承諾見返の担保別内訳

(単位：百万円)

種 類	平成18年9月30日	平成19年9月30日
有 価 証 券	—	2
債 権	7,000	6,500
商 品	—	—
不 動 産	1,994	1,397
そ の 他	—	—
小 計	8,994	7,900
保 証	619	415
信 用	26	96
合 計	9,640	8,412

貸出金使途別内訳

(単位：百万円)

	平成18年9月30日		平成19年9月30日	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	177,217	45.57 %	176,088	45.18 %
運 転 資 金	211,664	54.43	213,616	54.82
合 計	388,882	100.00	389,705	100.00

貸倒引当金内訳

(単位：百万円)

	平成18年9月30日	平成19年9月30日	増減額
一 般 貸 倒 引 当 金	2,283	2,292	9
個 別 貸 倒 引 当 金	5,075	5,443	368
特定海外債権引当勘定	—	—	—
合 計	7,358	7,735	377

貸出金償却額

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
貸 出 金 償 却 額	40	54

特定海外債権残高

該当ありません。

●不良債権の状況

リスク管理債権額

(単位：百万円)

	平成18年9月30日	平成19年9月30日
破綻先債権額	691	823
延滞債権額	14,241	15,776
小計	14,932	16,599
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	8,664	5,532
合計	23,596	22,132

- (注) 1.破綻先債権 法律上の整理手続開始の申立てがあった債務者ないしは手形交換所において取引停止処分を受けた債務者で、未収利息を収益不計上としている貸出金です。
- 2.延滞債権 未収利息を収益不計上としている貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- 3.3ヵ月以上延滞債権 元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- 4.貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩（金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄など）を実施した貸出金で破綻先債権、延滞債権、3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。

金融再生法に基づく開示基準ベース

(単位：百万円)

	破産更生債権及びこれらに準ずる債権		危険債権		要管理債権		合計	
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日
債権額(a)	3,909	3,146	11,063	13,490	8,664	5,532	23,637	22,169
担保等保全額(b)	2,740	2,405	7,191	7,573	4,517	1,893	14,449	11,872
未保全額(a)-(b)	1,169	740	3,871	5,917	4,146	3,639	9,188	10,297
引当額	1,169	740	3,871	4,660	827	570	5,869	5,972
引当率%	100.00	100.00	100.00	78.76	19.96	15.67	63.88	57.99

- (注) 1.破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 2.危険債権 債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- 3.要管理債権 3ヵ月以上延滞債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権を除く）及び貸出条件緩和債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当する債権ならびに「3ヵ月以上延滞債権」を除く）です。

自己査定による債務者別分類の状況

(単位：百万円)

	破綻先債権		実質破綻先債権		破綻懸念先債権		合計	
	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日	平成18年9月30日	平成19年9月30日
債権額(a)	702	833	3,207	2,313	11,063	13,490	14,973	16,637
担保等保全額(b)	507	675	2,232	1,730	7,191	7,573	9,931	9,979
未保全額(a)-(b)	195	157	974	582	3,871	5,917	5,041	6,658
引当額	195	157	974	582	3,871	4,660	5,041	5,401
引当率%	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	78.76	100.00	81.12

- (注) 1.破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先（破産、清算、会社整理、会社更生、民事再生、手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っている債務者）に対する債権です。
- 2.実質破綻先債権 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明瞭な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権です。
- 3.破綻懸念先債権 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権です。

●証券業務

保有有価証券残高（中間期末残高）

（単位：百万円）

	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
国債	37,399 (31.28)	37,399	—	41,333 (30.80)	41,333	—
地方債	9,989 (8.36)	9,989	—	7,975 (5.94)	7,975	—
社債	28,472 (23.82)	28,472	—	34,812 (25.94)	34,812	—
株式	15,667 (13.10)	15,667	—	14,404 (10.73)	14,404	—
その他の証券	28,019 (23.44)	1,354	26,664	35,686 (26.59)	1,522	34,163
うち外国債券	26,664		26,664	34,163		34,163
うち外国株式	—		—	—		—
合計	119,547 (100.00)	92,883	26,664	134,212 (100.00)	100,048	34,163

（注）（ ）内は構成比%

保有有価証券残高（平均残高）

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （平成18年4月1日～平成18年9月30日）			当中間会計期間 （平成19年4月1日～平成19年9月30日）		
	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門
国債	36,352 (32.92)	36,352	—	41,214 (33.10)	41,214	—
地方債	10,360 (9.38)	10,360	—	8,777 (7.05)	8,777	—
社債	26,144 (23.68)	26,144	—	34,038 (27.34)	34,038	—
株式	9,571 (8.67)	9,571	—	10,142 (8.14)	10,142	—
その他の証券	27,997 (25.35)	1,152	26,844	30,342 (24.37)	1,125	29,216
うち外国債券	26,844		26,844	29,216		29,216
うち外国株式	—		—	—		—
合計	110,426 (100.00)	83,582	26,844	124,515 (100.00)	95,298	29,216

（注）（ ）内は構成比%

有価証券の残存期間別残高（平成18年9月30日現在）

（単位：百万円）

種類	期間	期間の定めのないもの							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
国債		3,002	9,020	3,880	—	595	20,900	—	37,399
地方債		357	6,766	2,865	—	—	—	—	9,989
社債		3,695	10,506	6,456	1,290	5,248	1,274	—	28,472
株式								15,667	15,667
その他の証券		1,015	5,390	5,078	2,200	7,083	5,400	1,851	28,019
うち外国債券		899	5,390	5,078	2,200	7,000	5,400	696	26,664
うち外国株式								—	—

有価証券の残存期間別残高（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

種類	期間	期間の定めのないもの							合計
		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超		
国債		3,999	11,675	506	—	1,916	23,235	—	41,333
地方債		841	6,628	504	—	—	—	—	7,975
社債		4,108	15,616	6,775	98	7,921	292	—	34,812
株式								14,404	14,404
その他の証券		200	4,848	8,606	7,974	7,166	3,669	3,219	35,686
うち外国債券		200	4,848	8,606	7,974	7,166	3,669	1,697	34,163
うち外国株式								—	—

商品有価証券平均残高

（単位：百万円）

	前中間会計期間 （平成18年4月1日～平成18年9月30日）		当中間会計期間 （平成19年4月1日～平成19年9月30日）	
商品国債		310		142
商品地方債		8		32
商品政府保証債		—		—
その他の商品有価証券		—		—
合計		318		175

● 有価証券の時価等情報

有価証券関係 中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

満期保有目的の債券の時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額	中間貸借対照表計上額	時価	差額
社債		2,109	2,133	24	1,879	1,889	10
合計		2,109	2,133	24	1,879	1,889	10

その他有価証券の時価のあるもの

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日			平成19年9月30日		
		取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額	取得原価	中間貸借対照表計上額	評価差額
株式		8,608	15,076	6,467	9,207	13,862	4,655
債券		71,223	70,902	△321	80,960	80,392	△568
	国債	37,700	37,399	△301	41,899	41,333	△565
	地方債	10,023	9,989	△33	7,979	7,975	△3
	社債	23,499	23,513	13	31,082	31,083	1
外国証券		2,591	2,572	△19	34,886	34,163	△722
その他		1,171	1,354	183	1,208	1,512	304
合計		83,595	89,905	6,309	126,262	129,931	3,669

(注) 中間貸借対照表計上額は、当中間会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日	平成19年9月30日
満期保有目的の債券			
私募事業債		1,250	1,350
子会社・子法人等株式		13	13
その他の有価証券			
非上場株式		577	528
非上場外国証券		24,092	—
私募事業債		1,600	500
その他の証券		—	10

● 金銭の信託の時価等情報

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託 該当ありません。

● その他有価証券評価差額金

中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類	期別	平成18年9月30日	平成19年9月30日
評価差額		6,309	3,669
その他有価証券		6,309	3,669
(△)繰延税金負債		2,548	1,482
その他の有価証券評価差額金		3,760	2,186

●デリバティブ取引情報

I 前中間会計期間

取引の時価等に関する事項

- (1) 金利関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)
 (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種 類	平成18年9月30日		
		契約額等	時 価	評価損益
取引所	通 貨 先 物 通 貨 才 プ シ ョ ン 為 ス ワ ッ プ 通 貨 替 オ プ 予 シ ョ 約 ン そ の の 他	— — — 852 —	— — — — —	— — — — —
	合 計			

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、該当ありません。

- (3) 株式関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)
 (4) 債券関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)
 (5) 商品関連取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)
 (6) クレジットデリバティブ取引…該当ありません。(平成18年9月30日現在)

II 当中間会計期間

取引の時価等に関する事項

- (1) 金利関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)
 (2) 通貨関連取引

(単位：百万円)

区分	種 類	平成19年9月30日		
		契約額等	時 価	評価損益
取引所	通 貨 先 物 通 貨 才 プ シ ョ ン 為 ス ワ ッ プ 通 貨 替 オ プ 予 シ ョ 約 ン そ の の 他	— — — 38 590 —	— — — 0 — —	— — — 0 — —
	合 計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、該当ありません。

- (3) 株式関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)
 (4) 債券関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)
 (5) 商品関連取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)
 (6) クレジットデリバティブ取引…該当ありません。(平成19年9月30日現在)

●株式の状況

当行の平成19年9月末現在の発行済株式総数は62,490,200株で、3,297名（単元未満株式所有者742名を含む）の株主の方がたに保有いただいております。株主の所有者別構成は個人株主のウエートが高く、地域別構成（株式数）では福岡県内が59.84%となっております。これは、地域金融機関として地域の皆様のお役に立つ銀行をめざす当行の経営姿勢が、地域の方がたから幅広いご支持をいただいている結果だと考えております。

大株主（上位10位）

（平成19年9月30日現在）

氏名又は名称	住 所	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号	2,456 千株	3.93 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,003	3.20
筑邦銀行従業員持株会	福岡県久留米市諏訪野町2456番地の1	1,972	3.15
株式会社佐賀銀行	佐賀県佐賀市唐人二丁目7番20号	1,752	2.80
九州電力株式会社	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号	1,613	2.58
株式会社十八銀行	長崎県長崎市銅座町1番11号	1,588	2.54
株式会社親和銀行	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	1,353	2.16
株式会社西日本シティ銀行	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,328	2.12
あいおい損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目28番1号	1,161	1.85
西久大運輸倉庫株式会社	福岡県福岡市東区多の津二丁目9番5号	1,009	1.61
計		16,238	25.98

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 発行済株式総数に対する所有株式数の比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

所有者別状況

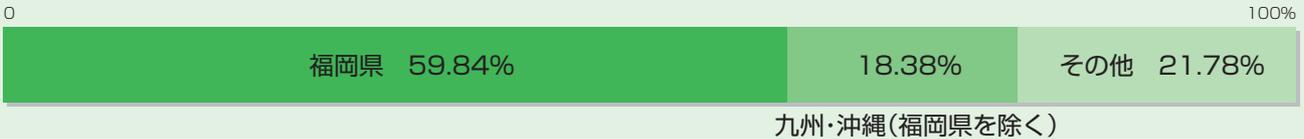
（平成19年9月30日現在）

区 分	株式の状況（1単元の株式数1,000株）							単元未満 株式の状況	
	政府及び 地方公共団体	金融機関	証券会社	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数	1 人	39	7	671	2	—	1,835	2,555	—
所有株式数	34 単元	19,758	511	25,305	8	—	16,058	61,674	816,200 株
割合	0.06 %	32.04	0.83	41.03	0.01	—	26.03	100.00	—

(注) 1. 自己株式230,935株は「個人その他」に23単元、「単元未満株式の状況」に935株含まれております。
2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が7単元含まれております。

株式の地域別分布状況（株式数）

（平成19年9月30日現在）



配当政策

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や経営環境の変化へ対応するための自己資本の充実などに努めております。剰余金の配当につきましては、安定した配当の継続を基本方針とし、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うこととしております。この方針に基づき、当期の中間配当につきましては、昨年と同様に1株につき2円50銭としております。

資本金の推移

（単位：億円）

	昭和51年4月	昭和56年4月	昭和62年10月	平成4年3月	平成9年4月	平成11年12月
資本金	8	12	22	30	45	80

連結情報

当行グループは、当行及び連結子会社4社で構成され、銀行業を中心にリース業などの金融サービスに係る事業を行っております。

●銀行及びその子会社等の概況

1. 企業集団の状況



2. 連結子会社の状況

名称	住所	資本金 百万円	主要な事業 の内容	設立年月日	議決権の 所有割合 %	当行との関係内容				
						役員の 兼任等 人	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携
筑銀ビジネスサービス株式会社	福岡県久留米市	10	事務受託業	昭和57年 12月13日	100.0 (-) []	3 (1)	—	預金取引	親会社より建物の一部賃借	—
ちくぎんコンピュータサービス株式会社	福岡県久留米市	10	コンピュータ 関連業	昭和63年 1月30日	60.0 (55.0) [40.0]	3 (1)	—	預金取引	親会社より建物の一部賃借	—
ウエスタンリース株式会社	福岡県久留米市	20	リース業	昭和49年 10月9日	9.5 (4.5) [60.5]	3 (1)	—	金銭貸借取引 預金取引	親会社より建物の一部賃借	—
筑邦信用保証株式会社	福岡県久留米市	30	保証業	昭和60年 10月1日	29.1 (24.1) [24.1]	3 (1)	—	預金取引 債務保証取引	親会社より建物の一部賃借	—

(注) 1. 上記子会社のうち、有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
 3. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。
 4. ウエスタンリース株式会社については、経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。なお、各指標は下表のとおりであります。
 (単位:百万円)

経常収益	経常利益	中間純利益	純資産額	総資産額
2,618	49	29	2,053	13,473

※銀行の一の子会社等以外の子会社等が所有する当該一の子会社等の株式等の発行済株式の総数等に占める割合

名称	当行グループが所有する株式等の出資割合		
		うち当行分	※うち当行グループ会社の持分
筑銀ビジネスサービス(株)	100.0%	100.0%	—%
ちくぎんコンピュータサービス(株)	60.0	5.0	55.0
ウエスタンリース(株)	9.5	5.0	4.5
筑邦信用保証(株)	29.1	5.0	24.1

(注) 連結子会社の状況及び当行グループが所有する株式等の出資割合につきましては平成19年9月30日現在で記載しております。

●銀行及びその子会社等の主要な業務

1. 直近の中間連結会計期間における事業の概況

・企業集団の業績
 当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の経営成績は以下のとおりとなりました。
 主要勘定の当中間連結会計期間末残高は、預金・譲渡性預金合計は、資金調達のコアとなる個人預金が順調に増加したことから、前年同期末比151億円増加して5,266億円となりました。貸出金は、地元企業を中心とした新規取引の拡大や個人のお客さまの住宅ローンをはじめとした資金ニーズにお応えするため積極的な営業活動に努めた結果、前年同期末比19億円増加して3,862億円となりました。有価証券は、資金調達が好調であったことから国債や事業債などの債券を中心に運用残高の増加を図り、前年同期末比146億円増加して1,342億円となりました。なお、有価証券は、先行き金利が上昇した場合の価格変動リスク、将来の期間損益への影響を考慮して、中短期債や変動利付債での運用を増加させるなど運用対象の多様化を図っております。また、純資産は、内部留保により利益剰余金が増加した一方で、保有有価証券の評価差益が減少したためその他有価証券評価差額金が減少したことから、前年同期末比9億円減少して341億円となりました。
 損益の状況につきましては、経常収益は、市場金利の上昇などにより貸出金利息及び有価証券利息を中心に資金運用収益が増加したことから、前年同期比5億1百万円増収の93億56百万円となりました。一方、経常費用は、貸倒引当金繰入額は減少したものの、預金金利を上げたため資金調達費用が増加したことから、前年同期比2億90百万円増収の83億60百万円となりました。この結果、経常利益は、前年同期比2億10百万円増収の9億95百万円となりました。また、中間純利益は、経常利益が増益となったことから、前年同期比62百万円増収の4億86百万円となりました。
 事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。
 ① 銀行業
 銀行業では、経常収益は資金運用利回りの上昇により資金運用収益が増加したことから、前年同期比4億44百万円増収の69億47百万円となりました。一方、経常費用は預金金利の引上げに伴い資金調達費用が増加したことから、前年同期比2億85百万円増加して61億10百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比1億60百万円増収の8億37百万円となりました。

② リース業

リース業では、経常収益はリース料収入等の営業収益が増加したことから、前年同期比32百万円増収の26億18百万円となりました。一方、経常費用はリース原価等が増加したものの、貸倒引当金の繰入負担が減少したことから前年同期比横這いの25億69百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比32百万円増益の49百万円となりました。

③ その他の事業

その他の事業では、経常収益は保証料収入の減少により前年同期比6百万円減収の77百万円となりました。一方、経常費用は貸倒引当金が取崩となったことから、前年同期比25百万円減少しました。この結果、経常利益は前年同期比20百万円増益の1億10百万円となりました。

・キャッシュ・フロー

① 現金及び現金同等物の増減状況

当中間連結会計期間における連結ベースの現金及び現金同等物は、前年度末比37億37百万円増加して321億62百万円となりました。これは、効率的な資金の運用・調達を行う中で、有価証券による資金運用収支が106億44百万円の支出の増加となった一方で、貸出金が71億83百万円減少し、預金・譲渡性預金による資金調達が80億58百万円増加したことによるものです。

② 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、170億12百万円となりました。これは、主として銀行業において貸出金による資金運用が71億83百万円減少し、預金・譲渡性預金による資金調達が80億58百万円増加したことによるものです。また、前年同期比では36億71百万円増加しました。これは、主として銀行業において譲渡性預金によるキャッシュ・フローが46億45百万円減少したものの、預金によるキャッシュ・フローが85億88百万円増加したことによるものです。

③ 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、131億6百万円の減少となりました。これは、主として銀行業において有価証券の売却・償還により114億71百万円の収入があった一方で、取得により221億15百万円支出したことによるものです。また、前年同期比では32億62百万円減少しました。これは、主として有価証券の償還による収入が35億90百万円減少したことによるものです。

④ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、1億68百万円の減少となりました。これは、主として配当金の支払いによるものです。また、前年同期比では6百万円減少しました。これは、自己株式の取得による支出が増加したことによるものです。

2. 主要な経営指標等の推移

最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

項目	連結会計年度		平成17年度	平成18年度	平成17年度	平成18年度
	中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	中間連結会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)
連結経常収益	8,870 百万円	8,855	9,356	17,773	18,458	
連結経常利益	1,020 百万円	785	995	2,037	1,462	
連結中間純利益	401 百万円	424	486	—	—	
連結当期純利益	— 百万円	—	—	941	692	
連結純資産額	32,805 百万円	35,182	34,190	33,431	35,424	
連結総資産額	566,142 百万円	569,484	584,001	565,890	576,775	
1株当たり純資産額	526.43 円	531.78	513.68	536.65	534.55	
1株当たり中間純利益	6.44 円	6.82	7.81	—	—	
1株当たり当期純利益	— 円	—	—	15.11	11.11	
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	— 円	—	—	—	—	
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	— 円	—	—	—	—	
自己資本比率	— %	5.8	5.4	—	5.7	
連結自己資本比率 (国内基準)	9.70 %	9.49	9.79	9.59	9.83	
営業活動による キャッシュ・フロー	20,452 百万円	13,341	17,012	4,176	14,696	
投資活動による キャッシュ・フロー	△4,824 百万円	△9,844	△13,106	△11,809	△17,140	
財務活動による キャッシュ・フロー	△161 百万円	△162	△168	△326	△317	
現金及び現金同等物 の中間期末残高	54,611 百万円	34,521	32,162	—	—	
現金及び現金同等物 の期末残高	— 百万円	—	—	31,186	28,425	

(注) 1. 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 1株当たり情報の算定上の基礎は、「1株当たり情報」に記載しております。なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益は、潜在株式が存在しないので記載していません。
 3. 連結純資産額及び連結総資産額の算定にあたり、平成18年度中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。
 4. 1株当たり純資産額は、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が改正されたことに伴い、平成18年度中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。
 5. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計-期末新株予約権-期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出してしております。
 6. 連結自己資本比率は、平成18年度末から、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出してしております。当行は、国内基準を採用しております。なお、平成18年度中間連結会計期間以前は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成5年大蔵省告示第55号に定められた算式に基づき算出してしております。

●銀行及びその子会社等の直近の2中間連結会計期間における財産の状況

中間連結財務諸表

1. 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
2. 前中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)の中間連結財務諸表は証券取引法第193条の2の規定に基づき、また、当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)の中間連結財務諸表は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツの監査証明を受けております。
3. 中間連結財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間連結貸借対照表

(資産の部)

(単位:百万円)

科 目	期 別	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
現金預け金 ※6		36,592	6.43	33,497	5.74
買入金銭債権		73	0.01	69	0.01
商品有価証券		283	0.05	106	0.02
有価証券 ※6,11		119,609	21.00	134,265	22.99
貸出金 ※1,2,3,4,5,7		384,344	67.49	386,270	66.14
外国為替		373	0.07	255	0.04
その他資産 ※1,4,6		5,524	0.97	6,107	1.05
有形固定資産 ※8,9,10		17,040	2.99	17,156	2.94
無形固定資産		1,661	0.29	2,528	0.43
繰延税金資産		2,250	0.40	3,852	0.66
支払承諾見返 ※11		9,640	1.69	8,412	1.44
貸倒引当金		△7,909	△1.39	△8,521	△1.46
資産の部合計		569,484	100.00	584,001	100.00

(負債及び純資産の部)

(単位:百万円)

科 目	期 別	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)	
		金 額	構成比 %	金 額	構成比 %
預渡性預金 ※6		502,149	88.18	521,411	89.28
借入金 ※6		9,350	1.64	5,205	0.89
外国為替		6,006	1.05	6,577	1.13
その他負債		0	0.00	0	0.00
退職給付引当金		3,637	0.64	4,429	0.76
役員退職慰労引当金		1,704	0.30	1,603	0.28
再評価に係る繰延税金負債 ※8		—	—	358	0.06
支払承諾 ※11		1,813	0.32	1,810	0.31
負債の部合計		9,640	1.69	8,412	1.44
資本金		534,302	93.82	549,810	94.15
資本剰余金		8,000	1.41	8,000	1.37
利益剰余金		5,759	1.01	5,759	0.98
自己株式		13,502	2.37	13,948	2.39
株主資本合計		△102	△0.02	△111	△0.02
その他有価証券評価差額金		27,159	4.77	27,596	4.72
土地再評価差額金 ※8		3,761	0.66	2,187	0.37
評価・換算差額等合計		2,201	0.39	2,197	0.38
少数株主持分		5,963	1.05	4,384	0.75
純資産の部合計		2,060	0.36	2,209	0.38
負債及び純資産の部合計		35,182	6.18	34,190	5.85
		569,484	100.00	584,001	100.00

中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)	
	金 額	百分比	金 額	百分比
経 常 収 益	8,855	100.00 %	9,356	100.00 %
資金運用収益	5,224		5,731	
（うち貸出金利息）	(4,454)		(4,795)	
（うち有価証券利息配当金）	(737)		(848)	
役務取引等収益	992		1,004	
その他業務収益	2,330		2,410	
その他経常収益	308		208	
経 常 費 用	8,070	91.13	8,360	89.36
資金調達費用	200		641	
（うち預金利息）	(141)		(578)	
役務取引等費用	339		333	
その他業務費用	2,337		2,465	
営業経費	4,014		4,017	
その他経常費用 ※1	1,178		902	
経 常 利 益	785	8.87	995	10.64
特 別 利 益	0	0.00	4	0.04
特 別 損 失	5	0.06	18	0.19
固定資産処分損	5		11	
減 損 損 失	—		6	
税金等調整前中間純利益	780	8.81	981	10.49
法人税、住民税及び事業税	705	7.96	247	2.64
法人税等調整額	△409	△4.62	157	1.69
少数株主利益	60	0.68	89	0.96
中 間 純 利 益	424	4.79	486	5.20

中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等			少数株主 持 分	純資産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金			評価・換算 差額等合計
平成18年3月31日残高	8,000	5,759	13,232	△97	26,894	4,334	2,201	6,536	2,006	35,437
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)			△154		△154					△154
中間純利益			424		424					424
自己株式の取得				△5	△5					△5
自己株式の処分			△0	0	0					0
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)						△573	—	△573	53	△520
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	269	△4	265	△573	—	△573	53	△254
平成18年9月30日残高	8,000	5,759	13,502	△102	27,159	3,761	2,201	5,963	2,060	35,182

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）

(単位：百万円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等			少数株主 持 分	純資産 合 計	
	資本金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自己株式	株主資本 合 計	その他有価証券 評 価 差 額 金	土地再評価 差 額 金			評価・換算 差額等合計
平成19年3月31日残高	8,000	5,759	13,613	△99	27,272	3,820	2,201	6,022	2,129	35,424
中間連結会計期間中の変動額										
剰余金の配当(注)			△155		△155					△155
中間純利益			486		486					486
自己株式の取得				△11	△11					△11
自己株式の処分			△0	0	0					0
土地再評価差額金の取崩			4		4					4
株主資本以外の項目の中間連結 会計期間中の変動額(純額)						△1,633	△4	△1,637	80	△1,557
中間連結会計期間中の変動額合計	—	—	335	△11	324	△1,633	△4	△1,637	80	△1,233
平成19年9月30日残高	8,000	5,759	13,948	△111	27,596	2,187	2,197	4,384	2,209	34,190

(注) 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

区 分	期 別	前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
I. 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益		780	981
減価償却費		1,595	1,644
減損損失		—	6
貸倒引当金の増減(△)額		182	△358
退職給付引当金の増減(△)額		△63	△79
資金運用収益		△5,224	△5,731
資金調達費用		200	641
有価証券関係損益(△)		167	278
為替差損益(△)		△0	△0
固定資産処分損益(△)		1	1
貸出金の純増(△)減		7,402	7,183
預金の純増減(△)		△2,244	6,344
譲渡性預金の純増減(△)		6,359	1,714
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)		△384	591
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減		△202	△162
コールローン等の純増(△)減		6	6
外国為替(資産)の純増(△)減		185	△55
外国為替(負債)の純増減(△)		0	0
資金運用による収入		4,949	5,680
資金調達による支出		△149	△460
その他		262	△174
小計		13,824	18,054
法人税等の支払額		△483	△1,042
営業活動によるキャッシュ・フロー		13,341	17,012
II. 投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出		△22,419	△22,115
有価証券の売却による収入		7,246	7,452
有価証券の償還による収入		7,609	4,019
有形固定資産の取得による支出		△1,628	△1,435
有形固定資産の売却による収入		84	85
無形固定資産の取得による支出		△737	△1,113
投資活動によるキャッシュ・フロー		△9,844	△13,106
III. 財務活動によるキャッシュ・フロー			
配当金支払額		△154	△155
少数株主への配当金支払額		△3	△1
自己株式の取得による支出		△5	△11
自己株式の売却による収入		0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△162	△168
IV. 現金及び現金同等物に係る換算差額		0	0
V. 現金及び現金同等物の増減(△)額		3,334	3,737
VI. 現金及び現金同等物の期首残高		31,186	28,425
VII. 現金及び現金同等物の中間期末残高※1		34,521	32,162

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
1. 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 4社 会社名 筑銀ビジネスサービス株式会社 ちくぎんコンピュータサービス株式会社 ウエスタンリース株式会社 筑邦信用保証株式会社</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 同左</p> <p>(2) 非連結子会社 同左</p>
2. 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 該当ありません。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 同左</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 同左</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 同左</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 同左</p>
3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項	<p>連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と同一であります。</p>	<p>同左</p>
4. 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。</p>	<p>(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法（定額法）により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>
	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、リース資産はリース期間定額法、その他は資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。</p> <p>②無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 ①有形固定資産 当行の有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：3年～50年 動産：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、リース資産はリース期間定額法、その他は資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。 (会計方針の変更) 平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法の償却方法に基づく定率法により減価償却費を計上しております。この変更による経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響は軽微であります。 (追加情報) 当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。</p> <p>②無形固定資産 同左</p>

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,128百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。 また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,912百万円であります。 連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理することとしております。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。 数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理することとしております。</p>
<p>—</p>	<p>(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 当行及び連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給見込額を計上しております。 (追加情報) 当行の役員退職慰労金は、従来、支給時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）の公表を契機に、役員退職慰労金の将来の支給時における一時的な費用負担を回避し、役員の在任期間にわたり合理的に費用を期間配分することにより、期間損益計算の適正化及び財務内容の健全化を図るため、前連結会計年度の下期より内規に基づく期末要支給見込額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更しております。 従いまして、前中間連結会計期間は従来の方によっており、当中間連結会計期間と同一の方法を採用した場合と比べ、前中間連結会計期間の経常利益は28百万円、税金等調整前中間純利益は425百万円それぞれ多く計上されております。</p>
<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準 同左</p>
<p>(9) リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、借主側及び貸主側いずれについても通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(9) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
	(10) 重要なヘッジ会計の方法 連結子会社のヘッジ会計の方法は、金利スワップの特例処理を行っております。	(10) 重要なヘッジ会計の方法 同左
	(11) 消費税等の会計処理 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、当行の有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(11) 消費税等の会計処理 同左
5. 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同左

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
<p>（貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準）</p> <p>「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）を当中間連結会計期間から適用しております。</p> <p>当中間連結会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は33,122百万円であります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>（自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）</p> <p>「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる中間連結貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>（金融商品に関する会計基準）</p> <p>「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

表示方法の変更

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
<p>「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間連結会計期間から以下のとおり表示を変更しております。</p> <p>（中間連結貸借対照表関係）</p> <p>(1) 負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。</p> <p>(2) 「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。なお、当中間連結会計期間末における従来の「動産不動産」に相当する金額は、18,052百万円であります。</p> <p>(3) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>（中間連結キャッシュ・フロー計算書関係）</p> <p>「動産不動産処分損益（△）」は、中間連結貸借対照表の「動産不動産」が「有形固定資産」、「無形固定資産」等に区分されたことに伴い、「固定資産処分損益（△）」等として表示しております。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。</p>	<p>（金融商品に関する会計基準）</p> <p>「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び同7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。</p>

注記事項（中間連結貸借対照表関係）

前中間連結会計期間末（平成18年9月30日）	当中間連結会計期間末（平成19年9月30日）																								
<p>※1. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は831百万円、延滞債権額は14,525百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,664百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は24,020百万円であります。</p> <p>なお、上記※1から※4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,885百万円であります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>預け金</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,879百万円</td></tr> <tr><td>割賦債権</td><td>1,336百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>9百万円</td></tr> </table> <p>なお、割賦債権は中間連結貸借対照表のその他資産に計上しております。</p> <p>また、リース債権等4,323百万円を担保に供しております。</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>542百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>3,541百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,123百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は85百万円あります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、39,985百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が32,345百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に基づいて、時点修正等合理的な調整を行って算出。</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 17,695百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,879百万円	割賦債権	1,336百万円	その他資産	9百万円	預金	542百万円	借入金	3,541百万円	<p>※1. 貸出金及びその他資産のうち、破綻先債権額は1,022百万円、延滞債権額は16,135百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※2. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,532百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は22,690百万円あります。</p> <p>なお、上記※1から※4に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、16,675百万円あります。</p> <p>※6. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>預け金</td><td>1百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>4,838百万円</td></tr> <tr><td>割賦債権</td><td>1,632百万円</td></tr> <tr><td>その他資産</td><td>10百万円</td></tr> </table> <p>なお、割賦債権は中間連結貸借対照表のその他資産に計上しております。</p> <p>また、リース債権等4,778百万円を担保に供しております。</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>744百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>4,375百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券12,025百万円及びその他資産3百万円を差し入れております。</p> <p>なお、その他資産のうち保証金は86百万円あります。</p> <p>※7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,834百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が37,018百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※8. 同左</p> <p>※9. 有形固定資産の減価償却累計額 17,775百万円</p> <p>※10. 有形固定資産の圧縮記帳額 1,958百万円</p> <p>※11. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は350百万円あります。</p> <p>なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。</p> <p>前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ150百万円減少します。</p>	預け金	1百万円	有価証券	4,838百万円	割賦債権	1,632百万円	その他資産	10百万円	預金	744百万円	借入金	4,375百万円
預け金	1百万円																								
有価証券	4,879百万円																								
割賦債権	1,336百万円																								
その他資産	9百万円																								
預金	542百万円																								
借入金	3,541百万円																								
預け金	1百万円																								
有価証券	4,838百万円																								
割賦債権	1,632百万円																								
その他資産	10百万円																								
預金	744百万円																								
借入金	4,375百万円																								

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
※1. その他経常費用には、貸出金償却40百万円、貸倒引当金繰入額593百万円及び株式等償却358百万円を含んでおります。	※1. その他経常費用には、貸出金償却54百万円、貸倒引当金繰入額297百万円、株式等売却損98百万円及び株式等償却244百万円を含んでおります。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,490	—	—	62,490	
合計	62,490	—	—	62,490	
自己株式					
普通株式	194	11	1	204	注
合計	194	11	1	204	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加11千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月29日 定時株主総会	普通株式	155	2.50	平成18年3月31日	平成18年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年11月20日 取締役会	普通株式	155	利益剰余金	2.50	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	62,490	—	—	62,490	
合計	62,490	—	—	62,490	
自己株式					
普通株式	204	26	0	230	注
合計	204	26	0	230	

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加26千株は、単元未満株式の買取りによる増加、普通株式の自己株式の株式数の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

2 配当に関する事項

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	155	2.50	平成19年3月31日	平成19年6月29日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年11月12日 取締役会	普通株式	155	利益剰余金	2.50	平成19年9月30日	平成19年12月10日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)	※1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (単位：百万円)
平成18年9月30日現在	平成19年9月30日現在
現金預け金勘定	現金預け金勘定
定期預け金	定期預け金
その他預け金(除く日銀預け金)	その他預け金(除く日銀預け金)
現金及び現金同等物	現金及び現金同等物
36,592	33,497
△311	△201
△1,760	△1,133
34,521	32,162

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)																																																																																								
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 金額に重要性がないため記載しておりません。</p> <p>(貸主側) 1. リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>16,027百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>2,190百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>18,218百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>9,343百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>1,312百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>10,656百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>6,684百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>877百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>7,562百万円</td></tr> </table> <p>2. 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 1年以内</td><td>2,420百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>5,037百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>7,457百万円</td></tr> </table> <p>3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 受取リース料</td><td>1,540百万円</td></tr> <tr><td> 減 価 償 却 費</td><td>1,236百万円</td></tr> <tr><td> 受取利息相当額</td><td>165百万円</td></tr> </table> <p>4. 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額		動 産	16,027百万円	そ の 他	2,190百万円	合 計	18,218百万円	減価償却累計額		動 産	9,343百万円	そ の 他	1,312百万円	合 計	10,656百万円	減損損失累計額		動 産	—百万円	そ の 他	—百万円	合 計	—百万円	中間連結会計期間末残高		動 産	6,684百万円	そ の 他	877百万円	合 計	7,562百万円	1年以内	2,420百万円	1年超	5,037百万円	合 計	7,457百万円	受取リース料	1,540百万円	減 価 償 却 費	1,236百万円	受取利息相当額	165百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側) 金額に重要性がないため記載しておりません。</p> <p>(貸主側) 1. リース物件の取得価額、減価償却累計額、減損損失累計額及び中間連結会計期間末残高</p> <table border="0"> <tr><td>取得価額</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>16,443百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>1,961百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>18,404百万円</td></tr> <tr><td>減価償却累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>9,378百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>1,143百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>10,522百万円</td></tr> <tr><td>減損損失累計額</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>—百万円</td></tr> <tr><td>中間連結会計期間末残高</td><td></td></tr> <tr><td> 動 産</td><td>7,064百万円</td></tr> <tr><td> そ の 他</td><td>817百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>7,881百万円</td></tr> </table> <p>2. 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 1年以内</td><td>2,453百万円</td></tr> <tr><td> 1年超</td><td>5,477百万円</td></tr> <tr><td> 合 計</td><td>7,931百万円</td></tr> </table> <p>3. 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table border="0"> <tr><td> 受取リース料</td><td>1,580百万円</td></tr> <tr><td> 減 価 償 却 費</td><td>1,280百万円</td></tr> <tr><td> 受取利息相当額</td><td>186百万円</td></tr> </table> <p>4. 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p>	取得価額		動 産	16,443百万円	そ の 他	1,961百万円	合 計	18,404百万円	減価償却累計額		動 産	9,378百万円	そ の 他	1,143百万円	合 計	10,522百万円	減損損失累計額		動 産	—百万円	そ の 他	—百万円	合 計	—百万円	中間連結会計期間末残高		動 産	7,064百万円	そ の 他	817百万円	合 計	7,881百万円	1年以内	2,453百万円	1年超	5,477百万円	合 計	7,931百万円	受取リース料	1,580百万円	減 価 償 却 費	1,280百万円	受取利息相当額	186百万円
取得価額																																																																																									
動 産	16,027百万円																																																																																								
そ の 他	2,190百万円																																																																																								
合 計	18,218百万円																																																																																								
減価償却累計額																																																																																									
動 産	9,343百万円																																																																																								
そ の 他	1,312百万円																																																																																								
合 計	10,656百万円																																																																																								
減損損失累計額																																																																																									
動 産	—百万円																																																																																								
そ の 他	—百万円																																																																																								
合 計	—百万円																																																																																								
中間連結会計期間末残高																																																																																									
動 産	6,684百万円																																																																																								
そ の 他	877百万円																																																																																								
合 計	7,562百万円																																																																																								
1年以内	2,420百万円																																																																																								
1年超	5,037百万円																																																																																								
合 計	7,457百万円																																																																																								
受取リース料	1,540百万円																																																																																								
減 価 償 却 費	1,236百万円																																																																																								
受取利息相当額	165百万円																																																																																								
取得価額																																																																																									
動 産	16,443百万円																																																																																								
そ の 他	1,961百万円																																																																																								
合 計	18,404百万円																																																																																								
減価償却累計額																																																																																									
動 産	9,378百万円																																																																																								
そ の 他	1,143百万円																																																																																								
合 計	10,522百万円																																																																																								
減損損失累計額																																																																																									
動 産	—百万円																																																																																								
そ の 他	—百万円																																																																																								
合 計	—百万円																																																																																								
中間連結会計期間末残高																																																																																									
動 産	7,064百万円																																																																																								
そ の 他	817百万円																																																																																								
合 計	7,881百万円																																																																																								
1年以内	2,453百万円																																																																																								
1年超	5,477百万円																																																																																								
合 計	7,931百万円																																																																																								
受取リース料	1,580百万円																																																																																								
減 価 償 却 費	1,280百万円																																																																																								
受取利息相当額	186百万円																																																																																								

その他有価証券評価差額金

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
評 価 差 額	6,339	3,688
そ の 他 有 価 証 券	6,339	3,688
(△)繰 延 税 金 負 債	2,561	1,490
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,778	2,198
(△)少 数 株 主 持 分 相 当 額	16	10
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,761	2,187

リスク管理債権額

(単位：百万円)

項 目	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
破 綻 先 債 権 額	831	1,022
延 滞 債 権 額	14,525	16,135
3ヵ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	8,664	5,532
合 計	24,020	22,690

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、平成19年3月31日から、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出してあります。なお、平成18年9月30日は銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件（平成5年大蔵省告示第55号。以下、「旧告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出してあります。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用してあります。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項 目		平成18年9月30日	平成19年9月30日
基本的項目 (Tier1)	資 本 金	8,000	8,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	資 本 剰 余 金	5,759	5,759
	利 益 剰 余 金	13,502	13,948
	自 己 株 式(△)	102	111
	自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	—
	社 外 流 出 予 定 額(△)	154	155
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為 替 換 算 調 整 勘 定	—	—
	新 株 予 約 権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	2,043	2,198
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営 業 権 相 当 額(△)	—	—
	の れ ん 相 当 額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額(△)	—	—	
計 (A)	29,047	29,639	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,806	1,803
	一 般 貸 倒 引 当 金	2,418	2,415
	負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—
計	4,225	4,219	
控除項目	うち自己資本への算入額(B)	3,974	3,944
	控 除 項 目(注4)(C)	101	22
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	32,920	33,561
リスク・アセット等	資産（オン・バランス）項目	344,471	318,871
	オフ・バランス取引等項目	2,269	2,342
	信用リスク・アセットの額(E)	—	321,214
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	—	21,349
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額(G)	—	1,707
計 (E) + (F)(注5)(H)	346,740	342,564	
連結自己資本比率（国内基準） $= \frac{D}{H} \times 100$		9.49%	9.79%
(参考) Tier1比率 $= \frac{A}{H} \times 100$		—	8.65%

- (注) 1. 告示第28条第2項（旧告示第23条第2項）に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
2. 告示第29条第1項第3号（旧告示第24条第1項第3号）に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
3. 告示第29条第1項第4号及び第5号（旧告示第24条第1項第4号及び第5号）に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限定されております。
4. 告示第31条第1項第1号から第6号（旧告示第25条第1項第1号）に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号（旧告示第25条第1項第2号）に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。
5. 平成18年9月30日の金額は、「資産（オン・バランス）項目」と「オフ・バランス取引等項目」を合算したものを記載してあります。

(セグメント情報)

1.事業の種類別セグメント情報

(単位：百万円)

科目	期別	前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）					
		銀行業	リース業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益		6,466	2,343	45	8,855	—	8,855
(2) セグメント間の内部経常収益		36	243	37	317	(317)	—
計		6,503	2,586	83	9,173	(317)	8,855
経常費用		5,825	2,569	△7	8,388	(317)	8,070
経常利益		677	17	90	785	(0)	785

- (注) 1. 事業区分は、連結会社の事業内容により区分しております。なお、一般企業の売上高及び営業利益に代えてそれぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2. 各事業の主な取扱業務は、次のとおりであります。
 (1) 銀行業……………銀行業及びそれに付随し、関連する業務
 (2) リース業……………リース業及びそれに付随し、関連する業務
 (3) その他の事業……………債務保証業及びそれに付随し、関連する業務
 3. 経常費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用の金額はありません。
 4. 中間連結財務諸表において貸倒引当金は593百万円の繰入となっております。その他の事業の個別中間財務諸表において特別利益に計上している貸倒引当金戻入益30百万円を、中間連結財務諸表では経常費用より減算しているため、その他の事業の経常費用がマイナスとなっております。なお、その他の事業の個別中間財務諸表における経常費用（貸倒引当金繰入額を除く）は前中間連結会計期間23百万円、当中間連結会計期間23百万円であります。

(単位：百万円)

科目	期別	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）					
		銀行業	リース業	その他の事業	計	消去又は全社	連結
経常収益							
(1) 外部顧客に対する経常収益		6,917	2,395	43	9,356	—	9,356
(2) セグメント間の内部経常収益		30	223	33	287	(287)	—
計		6,947	2,618	77	9,643	(287)	9,356
経常費用		6,110	2,569	△32	8,646	(286)	8,360
経常利益		837	49	110	996	(1)	995

- (注) 1. 事業区分は、連結会社の事業内容により区分しております。なお、一般企業の売上高及び営業利益に代えてそれぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 2. 各事業の主な取扱業務は、次のとおりであります。
 (1) 銀行業……………銀行業及びそれに付随し、関連する業務
 (2) リース業……………リース業及びそれに付随し、関連する業務
 (3) その他の事業……………債務保証業及びそれに付随し、関連する業務
 3. 経常費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能経常費用の金額はありません。
 4. 中間連結財務諸表において貸倒引当金は297百万円の繰入となっております。その他の事業の個別中間財務諸表において特別利益に計上している貸倒引当金戻入益58百万円を、中間連結財務諸表では経常費用より減算しているため、その他の事業の経常費用がマイナスとなっております。なお、その他の事業の個別中間財務諸表における経常費用（貸倒引当金繰入額を除く）は前中間連結会計期間23百万円、当中間連結会計期間26百万円であります。

2.所在地別セグメント情報

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
在外連結子会社及び在外支店がないため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。	同左

3.国際業務経常収益

前中間連結会計期間（平成18年4月1日～平成18年9月30日）	当中間連結会計期間（平成19年4月1日～平成19年9月30日）
国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。	同左

(1株当たり情報)

(単位：円)

	前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
1株当たり純資産額	531.78	513.68
1株当たり中間純利益	6.82	7.81

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)
純資産の部の合計	35,182	34,190
純資産の部の合計額から控除する金額	2,060	2,209
(うち少数株主持分)	2,060	2,209
普通株式に係る中間期末の純資産額	33,122	31,981
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数	62,285 千株	62,259 千株

2. 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)
1株当たり中間純利益		
中間純利益	424	486
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式に係る中間純利益	424	486
普通株式の期中平均株式数	62,289 千株	62,273 千株

3. なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (平成18年4月1日～平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (平成19年4月1日～平成19年9月30日)																				
<p>(重要な自己株式(連結子会社の保有する親会社株式)の処分)</p> <p>当行の連結子会社のちくぎんコンピュータサービス株式会社、ウエスタンリース株式会社及び筑邦信用保証株式会社は、取締役会の決議に基づき、自己株式(連結子会社の保有する親会社株式)を売却することを決議しました。なお、各社の取締役会開催日は、それぞれ平成18年11月16日、平成18年11月7日、平成18年11月13日であります。また、決議内容及び処分に伴う連結財務諸表へ与える影響は以下のとおりであります。</p> <p>1. 決議内容</p> <p>(1) その旨及び理由 会社法第135条第3項に基づき、親会社株式を処分するもの。</p> <p>(2) 処分方法、処分する株式の種類、処分する株式の数及び処分価額</p> <p>① 処分方法 市場において売却する。</p> <p>② 処分する株式の種類 普通株式</p> <p>③ 処分する株式の数</p> <table border="1"> <tr> <td>ちくぎんコンピュータサービス株式会社</td> <td>30,000株</td> </tr> <tr> <td>ウエスタンリース株式会社</td> <td>250,000株</td> </tr> <tr> <td>筑邦信用保証株式会社</td> <td>80,000株</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>360,000株</td> </tr> </table> <p>④ 処分価額 証券会員制法人福岡証券取引所における当行普通株式の平成18年11月20日の終値。 なお、処分価額は1株400円となりました。</p> <p>(3) 処分時期 平成18年11月21日</p> <p>2. 処分に伴う連結財務諸表へ与える影響</p> <table border="1"> <tr> <td>処分損</td> <td>46百万円</td> </tr> <tr> <td>うち親会社持分相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>うち少数株主持分相当額</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>経常利益及び税金等調整前中間純利益の減少額</td> <td>43百万円</td> </tr> <tr> <td>少数株主利益の減少額</td> <td>25百万円</td> </tr> <tr> <td>利益剰余金の減少額(自己株式処分差損)</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>なお、中間純利益に与える影響はありません。</p> <p>また、連結自己資本比率(銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号))に定められた算式に基づき算出)は、自己株式(連結子会社の保有する親会社株式)の処分損により利益剰余金及び少数株主持分が減少する一方で、基本的項目の額から控除されている自己株式(子会社が保有する親会社株式)190百万円(親会社持分相当額11百万円、少数株主持分相当額179百万円)の影響がなくなるため、0.05ポイント程度上昇します。</p>	ちくぎんコンピュータサービス株式会社	30,000株	ウエスタンリース株式会社	250,000株	筑邦信用保証株式会社	80,000株	合計	360,000株	処分損	46百万円	うち親会社持分相当額	2百万円	うち少数株主持分相当額	43百万円	経常利益及び税金等調整前中間純利益の減少額	43百万円	少数株主利益の減少額	25百万円	利益剰余金の減少額(自己株式処分差損)	1百万円	
ちくぎんコンピュータサービス株式会社	30,000株																				
ウエスタンリース株式会社	250,000株																				
筑邦信用保証株式会社	80,000株																				
合計	360,000株																				
処分損	46百万円																				
うち親会社持分相当額	2百万円																				
うち少数株主持分相当額	43百万円																				
経常利益及び税金等調整前中間純利益の減少額	43百万円																				
少数株主利益の減少額	25百万円																				
利益剰余金の減少額(自己株式処分差損)	1百万円																				

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項（単体情報）

● 定量的な開示事項

自己資本の構成に関する事項（第2条第3項第1号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成19年9月30日	項 目	平成19年9月30日
(自 己 資 本)		他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	22
資 本 金	8,000	告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
うち非累積的永久優先株	—	告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ ら に 準 ず る も の	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
資 本 準 備 金	5,759	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—
そ の 他 資 本 剰 余 金	—	内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額	—
利 益 準 備 金	2,724	P D / L G D 方 式 の 適 用 対 象 と な る 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期 待 損 失 額	—
そ の 他 利 益 剰 余 金	10,986	基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ I / O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 2 4 7 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む)	—
そ の 他	—	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	—
自 己 株 式 (△)	111	(控 除 項 目) 計 (E)	22
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	自 己 資 本 額 (D) - (E) (F)	31,064
社 外 流 出 予 定 額 (△)	155		
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—		
新 株 予 約 権	—		
営 業 権 相 当 額 (△)	—		
の れ ん 相 当 額 (△)	—		
企 業 結 合 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	309,407
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額 (△)	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,342
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 前 の [基 本 的 項 目] 計 (上 記 各 項 目 の 合 計 額)	—	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	—
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	21,234
[基 本 的 項 目] 計 (A)	27,203	旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	—
うち告示第40条第2項に掲げるものの額 及び基本的項目の額に占める割合	(—)	合 計 (G)	332,984
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	1,803	単 体 総 所 要 自 己 資 本 額 (G) に 4% を 乗 じ た 額	13,319
一 般 貸 倒 引 当 金	2,292		
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の	—		
告 示 第 4 1 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	210		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	3,884		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) (F) / (G)	9.32
自 己 資 本 総 額 (A) + (B) + (C) (D)	31,087	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準) (A) / (G)	8.16

自己資本の充実度に関する事項（第2条第3項第2号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	（参考） 告示で定める リスク・ウェイト（%）	所要自己資本の額
1. 現 金	0	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11
7. 国際開発銀行向け	0~100	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	26
9. 地方3公社向け	20	59
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	593
11. 法人等向け	20~100	5,888
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,326
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	650
14. 不動産取得等事業向け	100	1,415
15. 3月以上延滞等	50~150	92
16. 取立未済手形	20	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—
19. 出 資 等	100	489
20. 上 記 以 外	100	598
21. 証券化（オリジネーターの場合）	20~100	—
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~350	41
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	—	12,376

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	17
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	7
5. N I F 又 は R U F	50 <75>	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	17
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務 (うち借入金金の保証)	100	50
(うち有価証券の保証)	100	9
(うち手形引受)	100	—
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	0
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—
控 除 額 (△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0
(1) 外 為 関 連 取 引	—	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	—
(3) 金 関 連 取 引	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—
(6) その 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一 括 清 算 ネ ッ テ ィ ン グ 契 約 に よ る 与 信 相 当 額 削 減 効 果 (△)	—	—
13. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—
合 計	—	93

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち銀行が使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	849
うち基礎的手法	849
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第2条第3項第3号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高								3ヶ月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	538,686	—	391,904	—	86,445	—	3	—	3,567
国外計	—	31,652	—	—	—	31,557	—	—	—	181
地域別合計	—	570,339	—	391,904	—	118,003	—	3	—	3,748
製造業	—	51,187	—	42,635	—	6,495	—	—	—	666
農業	—	948	—	947	—	—	—	—	—	12
林業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	310
漁業	—	82	—	82	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	—
建設業	—	43,215	—	42,899	—	200	—	—	—	378
電気・ガス・熱供給・水道業	—	9,222	—	8,298	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	1,497	—	816	—	594	—	—	—	—
運輸業	—	14,942	—	13,311	—	1,218	—	—	—	—
卸・小売業	—	49,472	—	48,037	—	1,263	—	—	—	167
金融・保険業	—	85,560	—	11,235	—	44,107	—	0	—	181
不動産業	—	60,146	—	57,410	—	1,400	—	—	—	969
各種サービス業	—	78,476	—	76,682	—	1,398	—	—	—	404
国・地方公共団体	—	71,856	—	10,353	—	61,323	—	—	—	—
個人	—	78,600	—	78,370	—	—	—	—	—	658
その他	—	24,304	—	—	—	—	—	3	—	—
業種別合計	—	570,339	—	391,904	—	118,003	—	3	—	3,748
1年以下	—	166,310	—	131,919	—	9,152	—	3	—	212
1年超3年以下	—	71,297	—	32,757	—	38,539	—	—	—	402
3年超5年以下	—	55,898	—	39,510	—	16,388	—	—	—	526
5年超7年以下	—	35,316	—	27,257	—	8,058	—	—	—	167
7年超10年以下	—	52,673	—	35,692	—	16,981	—	—	—	756
10年超	—	151,488	—	124,299	—	27,189	—	—	—	657
期間の定めのないもの	—	37,354	—	466	—	1,693	—	—	—	1,026
残存期間別合計	—	570,339	—	391,904	—	118,003	—	3	—	3,748

(注) 1. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の業種別のその他には、現金や有形・無形固定資産などを含めて記載しております。
 2. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
 3. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の残存期間別の期間の定めのないものの項目には、現金や有形・無形固定資産などを含めて記載しております。
 4. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー中間期末残高が1,157百万円、貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引が1,156百万円であります。
 5. 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、1,754百万円であります。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	2,165	2,292	2,165	2,292
個別貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	5,873	5,443	5,873	5,443
特定海外債権引当金勘定	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	8,039	7,735	8,039	7,735

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	2,165	—	2,292	—	2,165	—	2,292
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	2,165	—	2,292	—	2,165	—	2,292
製造業	—	304	—	310	—	304	—	310
農業	—	6	—	6	—	6	—	6
林業	—	0	—	0	—	0	—	0
漁業	—	0	—	0	—	0	—	0
鉱業	—	0	—	0	—	0	—	0
建設業	—	385	—	252	—	385	—	252
電気・ガス・熱供給・水道業	—	15	—	19	—	15	—	19
情報通信業	—	2	—	3	—	2	—	3
運輸業	—	66	—	204	—	66	—	204
卸・小売業	—	298	—	336	—	298	—	336
金融・保険業	—	125	—	112	—	125	—	112
不動産業	—	214	—	208	—	214	—	208
各種サービス業	—	547	—	626	—	547	—	626
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	196	—	209	—	196	—	209
その他	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	—	2,165	—	2,292	—	2,165	—	2,292

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	5,873	—	5,443	—	5,873	—	5,443
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	5,873	—	5,443	—	5,873	—	5,443
製造業	—	933	—	857	—	933	—	857
農業	—	3	—	1	—	3	—	1
林業	—	467	—	349	—	467	—	349
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	579	—	1,102	—	579	—	1,102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	—	—	—	—	—
卸・小売業	—	1,500	—	1,188	—	1,500	—	1,188
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	1,059	—	725	—	1,059	—	725
各種サービス業	—	1,123	—	1,033	—	1,123	—	1,033
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	173	—	142	—	173	—	142
その他	—	33	—	42	—	33	—	42
業種別合計	—	5,873	—	5,443	—	5,873	—	5,443

ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
製造業	—	68
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	—	122
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸・小売業	—	20
金融・保険業	—	—
不動産業	—	345
各種サービス業	—	148
国・地方公共団体	—	—
個人	—	9
その他	—	—
業種別合計	—	715

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	—	—	122,214
10%	—	—	—	52,469
20%	—	—	9,571	36,193
35%	—	—	—	46,097
50%	—	—	13,283	5,100
75%	—	—	—	74,832
100%	—	—	11,137	202,119
150%	—	—	181	888
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	—	—	34,173	539,914

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
 2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
 3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第2条第3項第4号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
現金及び自己預金	—	11,997
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	—	11,997
適格保証	—	7,766
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	—	7,766

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第2条第3項第5号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	—	0

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派	生 商 品 取 引	3
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	—
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
	ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合	計	3

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

		平成19年9月中間期末
グ	ロ ス 再 構 築 コ ス ト の 額 の 合 計 額 及 び グ ロ ス の ア ド オ ン の 合 計 額	3
担	保 に よ る 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 の 効 果 を 勘 案 す る 前 の 与 信 相 当 額	3
差	引	0

ホ 担保の種類別の額

信用リスク削減手法に用いた担保の種類および金額
該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派	生 商 品 取 引	3
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	—
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
	ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合	計	3

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第2条第3項第6号）

イ 銀行がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）
該当ありません。
- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、銀行が証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）
該当ありません。
- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額
該当ありません。
- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて
該当ありません。
- (8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略
該当ありません。
- (9) 証券化取引に伴い当中間期に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。
- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

ロ 銀行が投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	—
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債	1,192
合 計	1,192

- (2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	192	1
50%	—	—
100%	1,000	40
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	1,192	41

- (3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳該当ありません。
- (4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する次に掲げる事項（第2条第3項第8号）

イ 中間貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額	時 価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	15,254	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間貸借対照表計上額	2,329	
合 計	17,584	17,584

(2) 子会社・関連会社株式の中間貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間貸借対照表額
子 会 社 ・ 子 法 人 等	13
関 連 法 人 等	—
合 計	13

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

売 却 損 益 額	51
償 却 額	246

ハ 中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額

中間貸借対照表で認識され、かつ、中間損益計算書で認識されない評価損益の額は4,840百万円であります。

ニ 中間貸借対照表及び中間損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第18条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第2条第3項第10号）

銀行勘定における金利リスクに関して銀行が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

(単位：百万円)

金利ショックに対する経済的価値の増減額 (アウトライヤー基準による上方金利ショック下 (99%タイル値)での現在価値変動額)	△1,249
--	--------

バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項（連結情報）

● 定量的な開示事項

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社のうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額(第4条第3項第1号)

自己資本比率告示第8条第1項第2号イからハまで又は第31条第1項第2号イからハまでに掲げる控除項目の対象となる会社は該当ありません。

自己資本の構成に関する事項（第4条第3項第2号）

自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	平成19年9月30日	項 目	平成19年9月30日
(自 己 資 本)		他 の 金 融 機 関 の 資 本 調 達 手 段 の 意 図 的 な 保 有 相 当 額	22
資 本 金	8,000	告 示 第 29 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
うち非累積的永久優先株	—	告 示 第 29 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の 及 び こ れ ら に 準 ず る も の	—
新 株 式 申 込 証 拠 金	—	短 期 劣 後 債 務 及 び こ れ に 準 ず る も の	—
資 本 剰 余 金	5,759	告 示 第 31 条 第 1 項 第 2 号 に 規 定 す る 連 結 の 範 囲 に 含 ま れ ない も の に 対 す る 投 資 に 相 当 す る 額	—
利 益 剰 余 金	13,948	非 同 時 決 済 取 引 に 係 る 控 除 額 及 び 信 用 リ ス ク 削 減 手 法 と し て 用 い る 保 証 又 は ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ の 免 責 額 に 係 る 控 除 額	—
自 己 株 式 (△)	111	内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額	—
自 己 株 式 申 込 証 拠 金	—	P D / L G D 方 式 の 適 用 対 象 と な る 株 式 等 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 期 待 損 失 額	—
社 外 流 出 予 定 額 (△)	155	基 本 的 項 目 か ら の 控 除 分 を 除 く 、 自 己 資 本 控 除 と さ れ る 証 券 化 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー 及 び 信 用 補 完 機 能 を 持 つ / O ス ト リ ッ プ ス (告 示 第 247 条 を 準 用 す る 場 合 を 含 む)	—
そ の 他 有 価 証 券 の 評 価 差 損 (△)	—	控 除 項 目 不 算 入 額 (△)	—
為 替 換 算 調 整 勘 定	—	(控 除 項 目) 計 (E)	22
新 株 予 約 権	—	自 己 資 本 額 (D) - (E) (F)	33,561
連 結 子 法 人 等 の 少 数 株 主 持 分	2,198		
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—		
営 業 権 相 当 額 (△)	—		
の れ ん 相 当 額 (△)	—		
企 業 結 合 等 に よ り 計 上 さ れ る 無 形 固 定 資 産 相 当 額 (△)	—	(リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等)	
証 券 化 取 引 に よ り 増 加 し た 自 己 資 本 に 相 当 す る 額 (△)	—	資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目	318,871
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 期 待 損 失 額 が 適 格 引 当 金 を 上 回 る 額 の 50% 相 当 額 (△)	—	オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 等 項 目	2,342
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 前 の [基 本 的 項 目] 計 (上 記 各 項 目 の 合 計 額)	—	マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	—
※ 繰 延 税 金 資 産 の 控 除 金 額 (△)	—	オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク 相 当 額 を 8 % で 除 し て 得 た 額	21,349
[基 本 的 項 目] 計 (A)	29,639	旧 所 要 自 己 資 本 の 額 に 告 示 に 定 め る 率 を 乗 じ て 得 た 額 が 新 所 要 自 己 資 本 の 額 を 上 回 る 額 に 25.0 を 乗 じ て 得 た 額	—
うち告示第28条第2項に掲げるものの額及び基本的項目に占める割合	(—)	合 計 (G)	342,564
土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 45% 相 当 額	1,803	連 結 総 所 要 自 己 資 本 額 (G) に 4% を 乗 じ た 額	13,702
一 般 貸 倒 引 当 金	2,415		
内 部 格 付 手 法 採 用 行 に お い て 、 適 格 引 当 金 が 期 待 損 失 額 を 上 回 る 額	—		
負 債 性 資 本 調 達 手 段 等	—		
告 示 第 29 条 第 1 項 第 3 号 に 掲 げ る も の	—		
告 示 第 29 条 第 1 項 第 4 号 及 び 第 5 号 に 掲 げ る も の	—		
補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	274		
[補 完 的 項 目] 計 (B)	3,944		
短 期 劣 後 債 務	—		
準 補 完 的 項 目 不 算 入 額 (△)	—		
[準 補 完 的 項 目] 計 (C)	—	自 己 資 本 比 率 (国 内 基 準) (F)/(G)	9.79
自 己 資 本 総 額 (A) + (B) + (C) (D)	33,584	参 考 : Tier1 比 率 (国 内 基 準) (A)/(G)	8.65

自己資本の充実度に関する事項（第4条第3項第3号）

イ 信用リスクに対する所要自己資本の額及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額
信用リスクに対する所要自己資本の額

資産（オン・バランス）項目

（単位：百万円）

項 目	（参考） 告示で定める リスク・ウェイト（%）	所要自己資本の額
1. 現 金	0	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	0~100	—
4. 国際決済銀行等向け	0	—
5. 我が国の地方公共団体向け	0	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~100	11
7. 国際開発銀行向け	0~100	—
8. 我が国の政府関係機関向け	10~20	26
9. 地方3公社向け	20	59
10. 金融機関及び証券会社向け	20~100	593
11. 法人等向け	20~100	6,200
12. 中小企業等向け及び個人向け	75	2,325
13. 抵当権付住宅ローン	35~100	648
14. 不動産取得等事業向け	100	1,414
15. 3月以上延滞等	50~150	102
16. 取立未済手形	20	—
17. 信用保証協会等による保証付	10	183
18. 株式会社産業再生機構による保証付	10	—
19. 出 資 等	100	490
20. 上 記 以 外	100	657
21. 証券化（オリジネーターの場合）	20~100	—
22. 証券化（オリジネーター以外の場合）	20~350	41
23. 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、 個々の資産の把握が困難な資産	—	—
合 計	—	12,754

（注）3月以上延滞等には、3月以上延滞した者に係るエクスポージャーおよび引当割合勘案前の段階でリスク・ウェイトが150%となるエクスポージャーに係る所要自己資本の額を記載しております。

オフ・バランス項目

(単位：百万円)

項 目	掛 目 (%)	所要自己資本の額
1. 任意の時期に無条件で取消可能又は自動的に取消可能なコミットメント	0	—
2. 原契約期間が1年以下のコミットメント	20	17
3. 短期の貿易関連偶発債務	20	0
4. 特定の取引に係る偶発債務 (うち経過措置を適用する元本補てん信託契約)	50	7
5. N I F 又 は R U F	50 <75>	—
6. 原契約期間が1年超のコミットメント	50	17
7. 内部格付手法におけるコミットメント	<75>	—
8. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	100	50
(うち借入金 の 保証)	100	9
(うち有価証券 の 保証)	100	—
(うち手形引受)	100	0
(うち経過措置を適用しない元本補てん信託契約)	100	—
(うちクレジット・デリバティブのプロテクション提供)	100	—
9. 買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除後)	—	—
買戻条件付資産売却又は求償権付資産売却等 (控除前)	100	—
控 除 額 (△)	—	—
10. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	100	—
11. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供 又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	100	—
12. 派 生 商 品 取 引	—	0
(1) 外 為 関 連 取 引	—	0
(2) 金 利 関 連 取 引	—	0
(3) 金 関 連 取 引	—	—
(4) 株 式 関 連 取 引	—	—
(5) 貴 金 属 (金 を 除 く) 関 連 取 引	—	—
(6) そ の 他 の コ モ デ ィ テ ィ 関 連 取 引	—	—
(7) クレジット・デリバティブ取引 (カウンター・パーティー・リスク)	—	—
一 括 清 算 ネ ッ テ ィ ン グ 契 約 に よ る 与 信 相 当 額 削 減 効 果 (△)	—	—
13. 長 期 決 済 期 間 取 引	—	—
14. 未 決 済 取 引	—	—
15. 証券化エクスポージャーに係る適格流動性補完及び 適格なサービサー・キャッシュ・アドバンス	0~100	—
16. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	100	—
合 計	—	93

ホ オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額及びこのうち連結グループが使用する次に掲げる手法ごとの額

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

オペレーショナルリスクに対する所要自己資本額	853
うち基礎的手法	853
うち粗利益配分手法	—
うち先進的計測手法	—

信用リスクに関する次に掲げる事項（第4条第3項第4号）

イ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高及びエクスポージャーの主な種類別の内訳

ロ 信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高のうち、区分ごとの額及びそれらのエクスポージャーの主な種類別の内訳

ハ 3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高又はデフォルトしたエクスポージャーの中間期末残高及び区分ごとの内訳

信用リスクに関するエクスポージャーに関する中間期末残高および3ヶ月以上延滞エクスポージャーの中間期末残高（地域別、業種別、残存期間別）

(単位：百万円)

	信用リスクエクスポージャー中間期末残高									3月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		平成18年 9月中間期		
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期			
国内計	—	548,045	—	388,408	—	86,445	—	4	—	4,277	
国外計	—	31,652	—	—	—	31,557	—	—	—	181	
地域別合計	—	579,698	—	388,408	—	118,003	—	4	—	4,458	
製造業	—	51,187	—	42,635	—	6,495	—	—	—	672	
農業	—	948	—	947	—	—	—	—	—	12	
林業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	310	
漁業	—	82	—	82	—	—	—	—	—	—	
鉱業	—	411	—	411	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	43,215	—	42,899	—	200	—	—	—	378	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	9,222	—	8,298	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	1,497	—	816	—	594	—	—	—	—	
運輸業	—	14,963	—	13,311	—	1,218	—	—	—	28	
卸・小売業	—	49,472	—	48,037	—	1,263	—	—	—	167	
金融・保険業	—	85,587	—	11,235	—	44,107	—	0	—	181	
不動産業	—	60,146	—	57,410	—	1,400	—	—	—	969	
各種サービス業	—	74,985	—	73,186	—	1,398	—	—	—	431	
国・地方公共団体	—	71,856	—	10,353	—	61,323	—	—	—	—	
個人	—	78,600	—	78,370	—	—	—	—	—	1,163	
その他	—	37,106	—	—	—	—	—	3	—	143	
業種別合計	—	579,698	—	388,408	—	118,003	—	4	—	4,458	
1年以下	—	166,395	—	131,919	—	9,152	—	4	—	355	
1年超3年以下	—	70,112	—	31,572	—	38,539	—	—	—	402	
3年超5年以下	—	53,587	—	37,199	—	16,388	—	—	—	526	
5年超7年以下	—	35,316	—	27,257	—	8,058	—	—	—	167	
7年超10年以下	—	52,673	—	35,692	—	16,981	—	—	—	756	
10年超	—	151,488	—	124,299	—	27,189	—	—	—	657	
期間の定めのないもの	—	50,124	—	466	—	1,693	—	—	—	1,593	
残存期間別合計	—	579,698	—	388,408	—	118,003	—	4	—	4,458	

(注) 1. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の業種別のその他には、現金や有形・無形固定資産などのほか、リース資産などを含めて記載しております。
 2. デリバティブ取引の業種別のその他は、業種の区分ができないものを記載しております。
 3. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高の残存期間別の期間の定めのないもの項目には、現金や有形・無形固定資産などのほか、リース資産などを含めて記載しております。
 4. 信用リスクエクスポージャー中間期末残高並びに、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引の残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を1年以下から控除して記載しております。なお、残存期間1年以下から控除した部分直接償却額は、信用リスクエクスポージャー中間期末残高が1,157百万円、貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引が1,156百万円です。
 5. 3月以上延滞エクスポージャーの残存期間別残高は、部分直接償却後の貸出金の残存期間が把握できないため、部分直接償却額を期間の定めのないものから控除して記載しております。なお、期間の定めのないものから控除した部分直接償却額は、1,754百万円です。

二 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当金勘定の中間期末残高及び期中の増減額

一般貸倒引当金、個別貸倒引当金、特定海外債権引当金勘定の中間期末残高および期中増減額

(単位：百万円)

		期首残高	期中増加額	期中減少額	中間期末残高
一般貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	2,302	2,415	2,302	2,415
個別貸倒引当金	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	6,577	6,106	6,577	6,106
特定海外債権引当金勘定	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	—	—	—	—
合計	平成18年9月中間期	—	—	—	—
	平成19年9月中間期	8,880	8,521	8,880	8,521

(一般貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	2,302	—	2,415	—	2,302	—	2,415
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	2,302	—	2,415	—	2,302	—	2,415
製造業	—	304	—	310	—	304	—	310
農業	—	6	—	6	—	6	—	6
林業	—	0	—	0	—	0	—	0
漁業	—	0	—	0	—	0	—	0
鉱業	—	0	—	0	—	0	—	0
建設業	—	385	—	252	—	385	—	252
電気・ガス・熱供給・水道業	—	15	—	19	—	15	—	19
情報通信業	—	2	—	3	—	2	—	3
運輸業	—	66	—	204	—	66	—	204
卸・小売業	—	298	—	336	—	298	—	336
金融・保険業	—	125	—	112	—	125	—	112
不動産業	—	214	—	208	—	214	—	208
各種サービス業	—	539	—	620	—	539	—	620
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	300	—	303	—	300	—	303
その他	—	40	—	36	—	40	—	36
業種別合計	—	2,302	—	2,415	—	2,302	—	2,415

(個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳)

(単位：百万円)

	期首残高		期中増加額		期中減少額		中間期末残高	
	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期	平成18年 9月中間期	平成19年 9月中間期
国内計	—	6,577	—	6,106	—	6,577	—	6,106
国外計	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	—	6,577	—	6,106	—	6,577	—	6,106
製造業	—	933	—	858	—	933	—	858
農業	—	3	—	1	—	3	—	1
林業	—	467	—	349	—	467	—	349
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	—	579	—	1,102	—	579	—	1,102
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業	—	—	—	28	—	—	—	28
卸・小売業	—	1,500	—	1,188	—	1,500	—	1,188
金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	—	1,059	—	725	—	1,059	—	725
各種サービス業	—	1,123	—	1,054	—	1,123	—	1,054
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	—	677	—	598	—	677	—	598
その他	—	233	—	197	—	233	—	197
業種別合計	—	6,577	—	6,106	—	6,577	—	6,106

ホ 業種別又は取引相手別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	貸出金償却	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
製造業	—	68
農業	—	—
林業	—	—
漁業	—	—
鉱業	—	—
建設業	—	122
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業	—	—
卸・小売業	—	20
金融・保険業	—	—
不動産業	—	345
各種サービス業	—	148
国・地方公共団体	—	—
個人	—	9
その他	—	—
業種別合計	—	715

(注) 貸出金償却の額は、部分直接償却の実施額および最終処理により直接償却した額の合計額を記載しております。

へ 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高の規定により資本控除した額

リスク・ウェイトの区分毎のエクスポージャー

(単位：百万円)

	エクスポージャーの額			
	平成18年9月中間期		平成19年9月中間期	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	—	—	—	93,371
10%	—	—	—	52,756
20%	—	—	9,571	37,092
35%	—	—	—	46,360
50%	—	—	13,283	4,193
75%	—	—	—	88,219
100%	—	—	11,137	226,977
150%	—	—	181	1,013
350%	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—
合 計	—	—	34,173	549,984

- (注) 1. 適格格付機関が個別格付を付与しているエクスポージャー（告示第51条の個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱いを含む。）は、格付有りに記載しております。
2. ソブリン並びに、金融機関および証券会社向けエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しております。
3. 担保や保証により信用リスクが削減されているエクスポージャーは、格付無しに含めて記載しておりますが、リスク・ウェイトの区分は、信用リスク削減効果勘案後のリスク・ウェイトに応じて記載しております。

信用リスク削減手法に関する事項（第4条第3項第5号）

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

区 分	信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	
	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
現金及び自己預金	—	11,997
適格債権	—	—
適格株式	—	—
適格投資信託	—	—
適格金融資産担保合計	—	11,997
適格保証	—	7,766
適格クレジット・デリバティブ	—	—
適格保証、適格クレジット・デリバティブ合計	—	7,766

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項（第4条第3項第6号）

イ 与信相当額の算出に用いる方式

先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引の与信相当額はカレント・エクスポージャー方式にて計算しております。

ロ グロス再構築コストの額（零を下回らないものに限る。）の合計額

(単位：百万円)

	平成18年9月中間期	平成19年9月中間期
グロス再構築コストの額の合計額	—	0

(注) 零を下回らないものに限ります。

ハ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額（派生商品取引にあっては、取引の区分ごとの与信相当額を含む。）

担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派	生 商 品 取 引	4
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	0
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
	ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合	計	4

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ニ グロスの再構築に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
グロス再構築コストの額の合計額 及びグロスのアドオンの合計額	4
担保による信用リスク削減手法の 効果を勘案する前の与信相当額	4
差 引	0

ホ 担保の種類別の額

該当ありません。

ヘ 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

(単位：百万円)

種類および取引の区分		平成19年9月中間期末
		与信相当額
派	生 商 品 取 引	4
	外国為替関連取引及び金関連取引	3
	金 利 関 連 取 引	0
	株 式 関 連 取 引	—
	貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	—
	その他のコモディティ関連取引	—
	ク レ ジ ッ ト ・ デ リ バ テ ィ ブ	—
合	計	4

(注) 原契約期間が14日以内の外為関連取引の与信相当額は上記記載から除いております。

ト 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの想定元本額をクレジット・デリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当ありません。

チ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

証券化エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第7号）

イ 連結グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

- (1) 原資産の合計額、資産譲渡型証券化取引に係る原資産及び合成型証券化取引に係る原資産の額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	257
事 業 者 向 け 債 権	—
合 計	257

- (2) 原資産を構成するエクスポージャーのうち、3月以上延滞エクスポージャーの額又はデフォルトしたエクスポージャーの額及び当中間期の損失額並びにこれらの主な原資産の種類別の内訳（ただし、連結グループが証券化エクスポージャーを保有しない証券化取引の原資産については、当中間期の証券化取引に係るものに限る。）

該当ありません。

- (3) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	257
事 業 者 向 け 債 権	—
合 計	257

- (4) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	—	—
50%	—	—
100%	257	10
150%	—	—
350%	—	—
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	257	10

- (5) 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

- (6) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

- (7) 早期償還条項付の証券化エクスポージャーについて

該当ありません。

- (8) 当中間期に証券化を行ったエクスポージャーの概略

該当ありません。

- (9) 証券化取引に伴い当中間期に認識した売却損益の額及び主な原資産の種類別の内訳

該当ありません。

- (10) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額

連結子会社がオリジネーターとして保有する証券化取引の信用リスク・アセット額（自己資本比率告示附則第15条（証券化エクスポージャーに関する経過措置）の適用により算出されるリスク・アセット額）は465百万円であります。

□ 連結グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1) 保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

投資家として保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末
住 宅 ロ ー ン 債 権	—
自 動 車 ロ ー ン 債 権	—
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 与 信	—
リ ー ス 債 権	—
ク レ ジ ッ ト リ ン ク 債	1,192
合 計	1,192

(2) 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額

投資家として保有する証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト毎の残高及び所要自己資本

(単位：百万円)

	平成19年9月中間期末	
	残 高	所要自己資本
0%	—	—
20%	192	1
50%	—	—
100%	1,000	40
自 己 資 本 控 除	—	—
合 計	1,192	41

(3) 自己資本比率告示第247条の規定により自己資本から控除した証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳
該当ありません。

(4) 自己資本比率告示附則第15条の適用により算出される信用リスク・アセットの額
該当ありません。

銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項（第4条第3項第9号）

イ 中間連結貸借対照表計上額、時価及び次に掲げる事項に係る中間連結貸借対照表計上額

(1) 出資等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表額	時	価
上場している出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	15,306		
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャーの中間連結貸借対照表計上額	2,330		
合 計	17,636	17,636	

(2) 子会社・関連会社株式の中間連結貸借対照表計上額等

該当ありません。

ロ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

銀行勘定における出資等または株式等エクスポージャー

(単位：百万円)

売 却 損 益 額	51
償 却 額	248

ハ 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額は4,859百万円であります。

ニ 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ありません。

ホ 海外営業拠点を有する銀行については、自己資本比率告示第6条第1項第1号の規定により補完的項目に算入した額

該当ありません。

銀行勘定における金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額（第4条第3項第11号）

連結子会社を含めた金利リスク量については、連結子会社の金利感応性のあるバンキング勘定の資産・負債等の残高が僅少であるため、算出しておりません。

開示項目一覧

このディスクロージャー資料は銀行法施行規則（第19条の2第1項、第19条の3）による法定開示項目に基づき作成しておりますが、法定開示項目以外についても自主的に開示しております。それぞれの各項目は以下のページに掲載しております。

●銀行法施行規則による法定開示項目

●単体情報

1. 銀行の概況および組織に関する事項	
・大株主一覧	27
2. 銀行の主要な業務に関する事項	
1. 当中間期業績の概況	4.5
2. 主要な経営指標等の推移	
・経常収益・経常利益または経常損失	6
・中間純利益または中間純損失	
・資本金および発行済株式の総数	
・純資産額・総資産額	
・預金残高・貸出金残高・有価証券残高	
・単体自己資本比率・従業員数	
3. 業務粗利益および業務粗利益率	17
4. 資金運用収支、役員取引等収支およびその他業務収支	17
5. 資金運用勘定・調達勘定の平均残高、利息、利回り	17
6. 資金利鞘	7
7. 受取利息および支払利息の増減	17
8. 総資産経常利益率および資本経常利益率	6
9. 総資産中間純利益率および資本中間純利益率	6
10. 預金・譲渡性預金科目別残高（平均残高）	19
11. 定期預金の残存期間別残高	19
12. 貸出金科目別残高（平均残高）	20
13. 貸出金残存期間別残高	20
14. 貸出金担保別内訳残高および支払承諾見返額	21, 22
15. 貸出金使途別内訳残高	22
16. 貸出金業種別内訳残高および貸出金総額に占める割合	21
17. 中小企業等に対する貸出金残高および貸出金総額に占める割合	20
18. 特定海外債権残高	22
19. 預貸率の中間期末値および中間期中平均値	7
20. 商品有価証券の種類別平均残高	24
21. 有価証券の種類別残存期間別残高	24
22. 有価証券の種類別平均残高	24
23. 預託率の中間期末値および中間期中平均値	7
3. 銀行の財産の状況に関する事項	
1. 中間貸借対照表、中間損益計算書および中間株主資本等変動計算書	8~16
2. 破綻先債権に該当する貸出金	23
3. 延滞債権に該当する貸出金	23
4. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	23
5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	23
6. 自己資本の充実の状況	7
7. 有価証券の取得価格または契約価額、時価および評価損益	25
8. 金銭の信託の取得価格または契約価額、時価および評価損益	25
9. 銀行法施行規則第13条の3第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引）	26
10. 貸倒引当金の中間期末残高および中間期中の増減額	22
11. 貸出金償却の額	22
12. 銀行が中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	8

●連結情報

1. 銀行およびその子会社等の主要な業務に関する事項	
1. 当中間期業績の概況	28, 29
2. 主要な経営指標等の推移	
・経常収益・経常利益または経常損失	29
・中間純利益または中間純損失	
・純資産額・総資産額・連結自己資本比率	
2. 銀行およびその子会社等の財産の状況に関する事項	
1. 中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書	30~38
2. 破綻先債権に該当する貸出金	38
3. 延滞債権に該当する貸出金	38
4. 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	38
5. 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	38
6. 自己資本の充実の状況	39
7. 連結決算セグメント情報	40
8. 銀行が中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書および中間連結株主資本等変動計算書について金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき公認会計士又は監査法人の監査証明を受けている場合にはその旨	30
●バーゼルⅡ第3の柱に基づく開示事項	42~62

●自主的開示項目

●連結情報

銀行およびその子会社等の概況に関する事項

1. 銀行およびその子会社等の主要な事業の内容および組織	28
2. 銀行の子会社等に関する事項	
・名称・主たる営業所または事業所の所在地	28
・資本金または出資金・事業の内容	
・設立年月日・銀行が保有する子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	
・銀行の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主又は総出資者の議決権に占める割合	

●単体情報

1. 株式所有者別内訳	27
2. 配当政策	27
3. 業務純益	18
4. その他業務利益の内訳	18
5. 営業経費の内訳	18
6. 資金調達原価	7
7. 不良債権の状況（金融再生法に基づく開示基準） （自己査定による債務者別分類）	23 23